

平成23年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成23年12月7日～8日

場 所 第2委員会室

平成23年12月7日（水曜日）

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第32号 当せん金付証票の発売について
- 議案第36号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第40号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）
- 請願第7号 高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の大幅増額を求める請願
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次・第2次一括法）の成立について
 - ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部改正について

- ・「平成24年経済センサスー活動調査」の実施について
- ・南宮崎駅バリアフリー化工事の変更について
- ・「オールみやざき営業チーム」による東アジア地域へのアピール（台湾・交通チーム）について
- ・特定非営利活動促進法の改正について
- ・第2次みやざき男女共同参画プランの策定状況について
- ・「防災拠点としての県庁舎のあり方」の検討結果について
- ・平成24年度当初予算（一般会計）の要求状況について
- ・口蹄疫復興宝くじの収益金について

出席委員（8人）

委員	長	山下	博三
副委員	長	右松	隆央
委員		外山	三博
委員		星原	透
委員		宮原	義久
委員		西村	賢
委員		鳥飼	謙二
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	渡邊	亮一
県民政策部次長 （政策担当）	緒方	哲
県民政策部次長 （県民生活担当）	城野	豊隆
部参事兼総合政策課長	茂	雄二

秘書広報課長	甲斐正文
統計調査課長	大野保郎
総合交通課長	中田哲朗
中山間・地域政策課長	福田直
生活・協働・男女参画課長	大脇泰弘
文化文教・国際課長	日高正憲
人権同和对策課長	吉田正彦
情報政策課長	長倉芳照
広報企画監	松岡弘高
交通・地域安全対策監	柳田勇

総務部

総務部長	稲用博美
総務部次長 (総務・職員担当)	堀野誠
県参事兼総務部次長 (財務・市町村担当)	岡田英治
危機管理局長	甲斐睦教
総務課長	柳田俊治
部参事兼人事課長	桑山秀彦
部参事兼行政経営課長	大坪篤史
財政課長	日隈俊郎
税務課長	吉本佳玄
市町村課長	鈴木一郎
総務事務センター課長	花坂政文
危機管理課長	金井嘉郁
消防保安課長	山之内点

事務局職員出席者

総務課主幹	馬場輝夫
議事課主査	花畑修一

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたしたいと思います。

まず、本日の委員会の日程についてでありま

す。日程案につきましては、お手元に配付のとおりでありますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○渡邊県民政策部長 おはようございます。県民政策部でございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、今回提案している議案等につきまして、その概要を御説明いたします。委員会資料の表紙をめくっていただきますと目次があります。今回お願ひしています議案は、そこに記載のとおり、2件であります。

まず、議案第6号「宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例」であります。これは、消費者行政活性化事業の実施期間の延長に伴い、宮崎県消費者行政活性化基金条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第16号「公の施設の指定管理者の指定」でございますが、男女共同参画センターにつきましては、指定管理者による管理運営を行っておるところでございますけれども、平成23年度をもって第2期の指定期間が終了いたしますことから、平成24年度以降の指定管理者の指定について議会にお諮りするものでございます。また、指定に伴いまして、債務負担行為の追加

が生じますことから、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算」をあわせてお願いしているところがございます。

次に、その他の報告事項でございますが、今回、7件の報告事項がございます。詳細については後ほど担当課長から御説明いたします。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○大脇生活・協働・男女参画課長 委員会資料の1ページをお願いいたします。議案第6号「宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。議案書では21ページになりますけれども、常任委員会資料で説明させていただきます。

1の改正理由につきましては、消費者行政活性化事業の実施期間の延長が国から平成24年度末まで認められたことに伴いまして、県消費者行政活性化基金条例の一部を改正するものでございます。

当基金について簡単に御説明しますと、下のほうに参考ということで書いております。(1)の目的につきましては、消費者の安全で安心な生活を確保するために消費者行政の活性化を図ること、(2)の基金総額は、国の交付金を活用しておりまして3億480万円、(3)の対象事業としましては、消費者相談窓口の機能強化や人材の育成、消費者啓発の充実などでありまして、市町村は県からの補助金によって事業を実施しております。(4)の実施期間につきましては、当初、平成21年度から23年度までの3年間でありましたが、1年間の延長が国から認められまして、24年度までの4年間となったところでございます。(5)の事業額につきましては、表のとおり推移しておりまして、本年度末の基金残高は約5,300万円となる見込みでございます。

2に戻っていただきまして、改正の内容でございますけれども、ただいま御説明しましたとおり、基金事業が1年延長となりましたので、条例の効力の期限も1年延ばしまして、平成25年3月31日から平成26年3月31日とするものでございます。なお、条例の効力の期限は、事業清算事務もでございますので、事業終了後の1年後としております。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

消費者行政活性化基金条例につきましては以上でございます。

委員会資料の2ページでございます。議案第1号及び議案第16号の宮崎県男女共同参画センターの公の施設の指定管理者の指定についてでございます。指定管理者指定の議案は、議案書では87ページになりますけれども、常任委員会資料で説明いたします。男女共同参画センターにつきましては、今年度で第2期の指定期間が終了するために、来年度以降の指定管理者の選定をするための手続を行ってまいりました。先般、指定管理者候補者選定委員会による選定を終えまして、候補者を決定しましたので、指定管理者を指定することについて議決をお願いするものでございます。

1の指定管理者候補者は、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構、代表者は戸島信一氏、法人の所在地は宮崎市宮田町です。

2の指定期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

3の指定管理者候補者の選定につきましては、(1)の公募の状況としましては、募集期間が平成23年7月8日から9月8日までの2カ月間、現地説明会は7月22日に実施しまして、2つの団体の参加がありましたけれども、応募団体と

しましては、特定非営利活動法人みやぎき男女共同参画推進機構の1団体でございました。

(2)の指定管理者候補者の選定につきましては、1次審査としまして、資格要件の適否につきまして書類審査を行い、これが適当と認められたことから2次審査ということで、指定管理者候補者選定委員会におきまして、プレゼンテーション、それからヒアリングを実施しまして、候補者として適当かどうかという審査を行いました。指定管理者候補者選定委員会の委員につきましては、②の表に記載しております5名でございます。次は、3ページをごらんください。審査に当たりましては、③に記載しております選定基準、審査項目、配点に基づいて各委員が採点を行いました。各委員の持ち点を100点としまして、5名の審査委員で500点満点となります。

(3)の審査結果につきましては、応募者の得点は500点満点中396点、審査委員の平均点では79.2点ということになりました。②の選定理由としましては、最低の基準点を300点としておりましたので、採点が396点ということで、これを上回っているということ、それから男女共同参画社会づくりの重要性、センターの役割を十分理解した上での事業計画が提案されていること、利用者のサービス向上に向けた提案がなされていること、これまでの実績や事業計画の内容等から、経済的、効率的、効果的に事業を実施し、適切な施設の管理能力を有していると認められること、このような理由から候補者ということで選定をされました。

4の指定管理料につきましては、年額で2,529万円、3年間で7,587万円であります。

なお、今回の指定に伴いまして、債務負担行為の追加が生じますので、議案第1号「平成23

年度宮崎県一般会計補正予算」につきましても、あわせてお願いをしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案についての質疑を承ります。質疑はありませんか。

○鳥飼委員 特段ないんですけども、男女共同参画センターの現地説明会ですが、2団体ということですけども、もう1団体というのは県内のということですか。差し支えない範囲で説明をお願いします。

○大脇生活・協働・男女参画課長 もう1者につきましては、鹿児島県に本社があります人材派遣会社でございました。

○鳥飼委員 わかりました。もう一つ、審査結果のところなんですけれども、選定委員会の委員が5名おられて、それぞれ持ち点100点で、500点ということで、合計で396点とられているんですけども、今わかればですけども、この委員の中で最高点の人は何点で、最低点の人は何点ですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 点数自体につきましては、手元にありませんので、後ほど御回答したいと思います。

○鳥飼委員 わかりました。点数をつけられて、400点ですけども、平均80点と。20点足らんよということなものですから、どの辺に注目をされて20点の減点にされたのかなというようなことにちょっと関心がありましたので、また後ほどでも結構ですので、よろしくお願ひします。

○前屋敷委員 今のに続いてですけども、指定管理料が設定をされて、債務負担行為になるんですが、この男女共同参画推進機構は最初か

らここだというふうに思うんですが、スタッフといえますか、過去から現在まで同じ人数で運営されているんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 現在の人数としましては、職員が5名、非常勤の相談員が6名という体制で運営しております。過去の経過は、任意団体からNPO法人になってということで運営しているんですが、データが今手持ちでないものですから、後ほどよろしいでしょうか。

○前屋敷委員 いろんな相談を受けるスタッフになるわけですから、人数が減ればそれだけ十分に行き渡らないし、人件費との関係などもいろいろありますので、その辺のところを後で結構ですので教えてください。

続いて、6号の消費者行政活性化基金のほうですが、1年間延長になったということで、事業が継続されるということによかったんですけども、基金の総額が3億480万円で、23年度末の基金残高が5,300万円ということなのですけども、基金総額というのは4年間で3億円というふうに理解をしていいのか。23年度末に5,300万円なんですけれども、1年延長ということで新たに基金の積み増しが一定程度行われて事業が運営されるのか、その辺のところを教えてください。

○大脇生活・協働・男女参画課長 実施期間は1年間延長されましたけれども、使える基金の総額、積み立てる基金の総額は同じ金額でございます。3億480万円の範囲内で1年延長して事業を実施するということになります。

○前屋敷委員 では、5,300万円の範囲内での事業活動ということになるわけですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 今年度末での基金残高が見込みで5,300万円ですので、24年

度の事業実施額としては5,300万円程度になるということでございます。

○前屋敷委員 事業金額と中身の関係になるんですけども、3年間で使った金額と1年間でというと、事業の規模としては縮小というか、十分な活動ができなくなるということになるんじゃないかなというふうにも思うんです。基金を使い残さないという点では活動が延長されるということもあるんでしょうけれども……。わかりました。国は出さないわけですね、基金を。

○宮原委員 指定管理者のほうですけども、指定管理料が年額で2,529万円ということなんですけども、これまでの金額というのは幾らだったんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 第2期の年間の指定の金額は2,620万円でございます。

○宮原委員 2,620万円——結果的には金額は下がっているんですけども、第1期のときは幾らだったんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 第1期分につきましては、調べさせていただきたいと思います。

○宮原委員 選定基準のところ、大きな選定基準が4つですね。審査項目がそれぞれ分かっているんですけども、この審査項目ごとに細かい点数があって、それを積算するという形ではなくて、この配点は、住民の平等な利用の確保ということであれば、項目としては4つあるんだけれども、4つを総体として30点の範囲内で選定するということになるんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 選定基準の審査項目ごとに細かく分かれておまして、5点とか3点とか、それを足したものが全体の配点になっております。

○宮原委員 わかりました。

○前屋敷委員 先ほどの基金のことですけれども、過去3年間で各自治体がどの程度の相談を受けたのか。その活動状況がわかれば、後でも結構ですので、資料で教えてください。

○大脇生活・協働・男女参画課長 県と市町村の事業実績の一覧ということですか。簡単に申し上げますと、主な事業ですけれども、過去3年間、今年度を含めてですけれども、県としましては、まず相談関係ということで、相談員の研修機会の増加ということで研修に参加していただいております。それから、相談員を1名新たに雇用しておること、それから延岡支所と都城支所の相談室を改修しております。啓発としましては、リーフレットの作成、テレビCM、新聞広告、ラッピングバスでの広告、県としてはこういうこと。市町村につきましては、相談室の増設・改築、相談員を研修に参加させていただくこと、弁護士相談会の開催、それから市町村分で相談員が6名ふえておりますので、相談員の人件費や講演会の開催、そういった事業が行われております。

○前屋敷委員 実際、相談はどのくらい受け付けたのか、どれほど県民の皆さんが利用活用されたのかというのがわかるといいんですけれども。

○大脇生活・協働・男女参画課長 消費生活相談の件数ということでしょうか。

○前屋敷委員 具体的に言ったら、いろんな啓発活動もなさったんでしょうけれども、実際、県民の皆さん方が直接、窓口あたりで相談をされたのがこの基金活用でどの程度あったのかなということですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 窓口自体、例えば県の相談窓口としましては、宮崎の消費生活センター、延岡、都城に支所がありますの

で、窓口自体は従来からありました。その相談員をふやすとか、相談員の資質を向上させるために研修に行ってもらおうとか、基金で窓口をPRしたことによって相談がふえたということはあるんですけれども、基金事業を実施したのために何件ふえたというのは、実際には件数としてはちょっと判断しかねるところでございます。

○前屋敷委員 この基金だけでくくってどの程度というのは出てこないというわけですね。延べの人数とかはわかると。ふえていることは確かですね。いろいろ啓発とか、かなり力を入れて基金で事業を進めたという結果、そういう相談がふえたということは言えますか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 相談件数で見えますと、平成20年度が9,684件、21年度が9,747件、22年度が9,891件ということで、若干ではありますけれども、件数としてはふえております。

○前屋敷委員 直接、相談がふえていますし、意識の啓発などにもつながっているというふうに見てよろしいですね。わかりました。

○鳥飼委員 さっき続けて聞けばよかったんですけれども、大脇課長にお尋ねします。現地説明会に他の1団体ということで、鹿児島県の団体が来られたけれども、実際は応募しなかったということなんですが、県外のそういう団体なり企業なり業者の方たちが参入したとした場合に、県内で育成をしようと思っている県内の事業者との候補選定上の差異といいますか、それはどこか出てきているのでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 県外業者であっても、県内に事業所とか営業所があれば応募することは可能ということになっております。

○鳥飼委員 私がお聞きしたいのは、いろんな

仕事といたしますか、業務というか、事業が県の行政の中にある。それを有効にということで、NPO法人を活用するとか、そういう人たちに頑張ってもらいたいということで指定管理者制度もスタートしてきたという背景があるんだと思うんです。例えば、今の鹿児島の方がもし点数的には高ければ、鹿児島の方を採用することになるのかなと思うんですけれども、しかし、私は、同じような条件の中では、やはり県の……。この間、本会議でも議論をしました広い意味での地産地消といたしますか、そういう面にも反するのではないかなと思うんです。ですから、指定管理者制度そのものは総務部のほうの所管ということになるだろうと思うんですけれども、そういう議論をしていかないと。前も言いましたが、県立芸術劇場は財団法人のほうで指定管理者になっているわけですが、もし仮に吉本興業が手を挙げたときに吉本興業が持っていくということもあるのではないですかということで、指定管理者制度になじまないんじゃないか、芸術劇場のことについては直営にするということも検討すべきじゃないですかと、そんな議論もしてきた経緯があると思うんです。男女共同参画センターを主管する大脇課長のところにこういう聞き方をするのは、なかなか説明しにくいよということだろうとは思いますが、やはり今のように厳しい時代ですから、なお一層県内の人たちに頑張ってもらって、委託金も2,500万か2,600万、出るわけですね。県内の事業者の人に頑張ってもらいたいというのがあるものですから、何かここに県内の人たちに対するある程度のものがないといえないんじゃないか、そんなふう思うんです。それを比較考量してやっていくことが大事じゃないかなと思うものですから、お尋ねをしたわ

けです。今のところは、ほぼ同等に扱わざるを得ないというのが現状だということですね。そういう理解でよろしいですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 審査基準の中では、それぞれ平等な利用ができるかとか、事業効果がとかいう審査項目になっておりますので、基本的には同じ審査項目で審査をさせていただきますということになります。

○渡邊県民政策部長 今、鳥飼委員がおっしゃった点というのは、我々も今後どんなふうにしていくのか——基本的には総務部がやりますけれども、地域経済循環システムという話で今議会もいろいろ御質問いただきました。地元企業を大事にするということですね。そういう視点をやっぱり今後強くしていかなければいかんという認識は我が部としてはあるんです。それと、もう一つは、指定管理者制度そのものをもうちょっと議論しなきゃいけない。例えば、今回のみやざき男女共同参画推進機構は、まさにこういうセンターを運営するためにつくった、あるいはできた法人なんです。こういうところを指定管理制度でやるのかどうかという問題なんです。仮に、指定管理制度を導入してやるとしても、はっきり言って随契的なもので処理すべきではないかなと。宮崎県の場合、非常に条例上は厳しいわけですが、例えば市町村にあっては、内容の専門性とか地域性を勘案して、必要な場合は随契でやるとか、そういう規定があるんです。本県の場合はそういうものがない。今回改正しましたのは緊急の場合しか適用していないという……。だからそのあたりを議会のほうでもいろいろと御議論いただきたい。指定管理制度はこのままでいいのか、そこに改善すべき点があるんじゃないか、我々はそういう問題意識を強く持っています。先ほど芸術劇場の

問題もありました。やはりそのあたりは単純一律に指定管理制度を導入すればいいという話でもないと思うんです。だから、そこをやはり、僕ら自身も問題意識を持っていますし、一回そのあたりを政策テーマにしていく、そういう必要もあるかなと私は強く思っています。

○鳥飼委員 わかりました。私は本会議で自動販売機の話を経済部とやったんですけども、理屈は地域経済循環システムだと言いながら、やっていることは逆のことをやっているという実態も見られるものですから。今の部長の御意見は非常に大事なところなんじゃないかなというふうな気がしまして、単に自治法が改正になった、だから指定管理者制度を入れるんだということだけでは、宮崎県民、宮崎県のためにはならない部分も出てくるということで、それはやはり僕らの問題としても十分議論していかなくちゃならないというふうに受けとめています。答弁は要りません。

○山下委員長 よろしいですか。なければ、その他事項に入らせていただきますが、説明を求めます。

○茂総合政策課長 総合政策課からは2点、御報告を申し上げます。委員会資料の4ページをお願いいたします。

1点目でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称第1次・第2次一括法の成立につきまして御説明をいたします。この法律は、地方分権を推進し、地方公共団体の自由度の拡大、自主性、自立性の向上を目的としたものでありまして、さきの通常国会において成立したものであります。

まず、1の法律の概要をごらんください。(1)の第1次一括法につきましては、地方が行う事

務手続に関する国の関与の廃止、縮小を図る、いわゆる義務付け・枠付けの見直しの第1弾といたしまして、関係する41の法律を一括改正するものであります。次に、(2)の第2次一括法につきましては、義務付け・枠付けの見直しの第2弾といたしまして、関係160法律の一括改正を、また基礎自治体であります市町村への権限移譲といたしまして、関係する47法律の一括改正を行ったものであります。この2つの法律につきましては、経過措置があるものなどを除きまして、原則として来年の4月1日に施行されることになっております。

次に、この法律によります改正内容についてであります。まず、2の義務付け・枠付けの見直しについてであります。これは、国によります地方公共団体への関与を廃止、縮小するものでありまして、見直しの対象となりますのは、1つ目が、施設・公物設置管理の基準の条例委任、2つ目が、協議、同意、許可・認可・承認の見直し、3つ目が、計画等の策定及びその手続の見直し、この3つの分野でございます。これらによりまして、国の関与が縮小され、地方の自由裁量が増すということになってまいります。この中で施設・公物設置管理の基準につきましては、これまで国が政省令等で定めておりました基準にかえまして、地方において基準を条例化する必要があります。条例化に当たりましては、(2)の従うべき基準、それから標準、参酌すべき基準という国が定めます基準の類型に沿いまして基準を設定する必要があります。資料にあります3つの基準は、上から下にいくほど地方の自由度が高くなり、裁量の幅が広がるということでございます。

それから、3の基礎自治体への権限移譲についてであります。これは、これまでの都道府県

の権限とされていた事務の一部につきまして、法令によりまして市町村に移譲されるものであります。

なお、条例委任される基準あるいは市町村に移譲される事務の具体例等は、5ページ以降に記載をしておりますので、御参考にしていただきたいと思いますと考えております。

県といたしましては、各所管課におきまして条例委任される基準の検討、あるいは市町村の事務処理体制の整備等の支援を進めているところではありますが、特に市町村への権限移譲に当たりましては、円滑な事務引き継ぎや移譲後のバックアップ体制の整備が求められますことから、今後とも、庁内各部署、市町村と十分に情報共有、連携をしながら、地域の実情に応じた行政サービスの提供に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、資料の11ページをお願いいたします。宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきましては、今議会におきまして、宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案を提出しております、この議案につきましては、それぞれの改正対象事務を所管いたします各常任委員会に分割付託されているところでもあります。今回は県民政策部関係の改正はございませんけれども、私からは今回の改正の概要について御説明をいたします。

まず、ここで言います事務処理特例制度でございます。1をごらんいただきたいと思います。この制度につきましては、平成12年の地方分権一括法の施行によりまして地方自治法に規定されたものであります。住民に身近な行政サービスはできる限り住民により身近な市町村で行うということを基本にいたしまして、地域の実情

に応じた柔軟な行政サービスの提供、あるいは市町村の自主性、自立性の向上を図るといった観点から、都道府県知事の権限に属する事務について、その処理を市町村が行うということを可能にするものでございます。これを受けまして、本県におきましても、平成11年に関係条例を制定いたしまして、この制度の活用によりまして市町村への権限移譲を推進しているところでございます。

次に、今回の条例改正の概要についてでございます。2をお願いいたします。まず、(1)の事務処理特例制度によります権限移譲についてでございます。これにつきましては、あくまで県知事の権限に属する事務のうち、市町村の希望、同意を受けたものについて新たに移譲を行うものでございまして、今回の移譲対象市町村は25市町村、移譲する事務は17法令に基づきます258の事務でございます。このうち、これまでに本県で移譲実績がなく今回新たに移譲する法令につきましては2つの法令、そして新たに移譲する事務は全部で158事務というふうになっております。

次に、(2)でございますけれども、先ほど御説明いたしました第1次・第2次一括法の成立に伴う所要の改正についてでございます。これは、国が行います、いわゆる義務付け・枠付けの見直し、あるいは市町村への権限移譲が行われることに伴うものでございます。具体的に申し上げますと、1つ目は、事務処理特例制度で市町村に移譲している事務のうち、義務付け・枠付けの見直しに伴いまして、その事務や手続が廃止、変更になるものにつきまして、移譲事務の削除あるいは変更を行うというものであります。2つ目でございますが、今回の法改正によりまして、市町村に法令移譲される事務につ

きましては、そもそも県の権限ではなくなりまして、事務処理特例制度による権限移譲の対象から除外されることに伴いまして、移譲事務の削除あるいは移譲される市町村の削除を行うものでございます。

なお、具体的な詳細につきましては、これも12ページ以降に別紙として御参考に載せておりますし、また15ページには、本県におきますこれまでの権限移譲の推移、それから市町村別の移譲状況をグラフとして掲載しておりますので、御参考にさせていただきたいと考えております。

県といたしましては、今後とも、市町村と十分に連携を図りながら、県内における分権型社会の構築に努めてまいりたいと考えております。

総合政策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○大野統計調査課長 委員会資料の16ページをお開きください。「平成24年経済センサスー活動調査」の実施についてであります。

まず、1の調査の概要ですが、(1)の目的にありますように、この調査は我が国全体の経済活動を同一時点で網羅的に把握し、日本と本県の経済力の全体像を明らかにするために、今回初めて取り組む経済の国勢調査と言われるものです。対象としては、国内すべての事業所となっており、これらは、今回の活動調査に先行いたしまして、平成21年に基礎調査が行われ、把握しているものであります。本県では、県内の約5万8,000のすべての事業所が対象となっております。調査の方法ですが、調査員による訪問調査と国・県・市の行政機関による直轄調査の2つに分けて行われ、このうち全体の8割が調査員による調査となっております。調査結果の主な活用例として、地域の産業振興や商店街活性化のための経済施策を初め、国内総生産、いわ

ゆるGDPや県民所得などの推計のほか、各種の行政施策や計画の基礎資料になるなど、民間活動を含め、より精度の高いデータとして幅広く活用されることとなります。

次に、2の調査実施の日程ですが、来年2月1日が調査日となっておりますので、1月末までに調査票の配付を行い、その後、記入いただいた調査票を3月末までに回収することになっております。

なお、この資料にはございませんが、今月から国のコールセンターが開設されており、県におきましても、1月から3月まで休日・夜間にもいろいろなお尋ねに対応できる窓口を設けることとしております。

次のページをごらんください。3の本県における実施体制ですが、(1)にありますように、県では8月に実施本部を立ち上げまして、全庁的に推進する体制を整え、また市町村でも県と連携しながら準備を進めているところであります。また、(2)、(3)にありますように、指導員が51名、調査員が約700名の予定で、事業所を訪問し、調査票を配付、回収するなど、調査活動を展開することとしております。

次に、4の実施に向けた重点的な取り組みであります。(1)にありますように、調査はすべての事業所を対象とし、また売上高などの経理面まで調査項目とし、しかも初めて取り組むということになりますので、関係団体への協力依頼やさまざまな広報活動を通して事業所や県民に協力の呼びかけを行ってまいります。また、(2)にありますように、調査の中心的な担い手である調査員を養成するための研修会や説明会等を通して、円滑かつ精度の高い調査になるよう取り組んでまいります。

なお、5の調査結果の公表予定にありますよ

うに、まず、(1)の速報としまして、平成25年1月に、都道府県別に事業所数や従業者数、売上高といった主要項目を公表し、さらに(2)の確報といたしまして、同じ年の夏ごろから、都道府県別に加え、市町村別や産業別にさらに詳細な項目を順次公表していく予定となっております。

統計調査課の説明は以上であります。

○中田総合交通課長 総合交通課から2件の報告事項がございます。

まず、委員会資料の18ページをお開きください。南宮崎駅バリアフリー化工事の変更についてであります。

県におきましては、JR九州が南宮崎駅において行いますバリアフリー化整備に対し、今年度予算におきまして、全体事業費の6分の1に当たる約5,000万円の補助を行うこととしているところでございます。今回、その工法、工期等が変更されることになりましたので、御報告いたします。

変更の内容につきましては、1にございまして、高年齢者や障がい者等の負担をさらに軽減し、利便性を向上させるものでありますが、変更理由を含め、具体的には次のページの資料で御説明をいたします。

次のページの資料の一番左の図をごらんください。これが当初の計画でございます。当初の計画では、南宮崎駅に2つホームがございますけれども、その北側の先端部分に新たに跨線橋とエレベーターを設置する工法でバリアフリー化を行うものということでございました。これは、南宮崎駅の2本のホームのうち東側——図面ではホーム②というふうに書いてございますが——の幅が約4メートルということで非常に狭いということから、バリア基準上、また国の

定める技術基準上、既存の跨線橋を利用してエレベーターの設置ができないということで、JR九州におきましては、ホーム②に隣接する線路を撤去してホームの拡幅ができないか等について検討を行ったところでございます。しかしながら、南宮崎駅は、御承知のとおり、日豊線、日南線、空港連絡線が結節する駅でありまして、また列車を留置するスペースが必要だということで、ダイヤ運行上、線路を撤去してホームの確保はできないとの理由で現在の計画になったものであります。

この計画では、改札後、例えばホーム②へ直接行くことができず、まずホーム①の既存の跨線橋に設置されたエレベーターでおりた後、北側の新たに設置する跨線橋のエレベーターを使って移動する必要がございます。JR九州からの説明ではこれ以外の方法がないということで、県及び宮崎市におきましては、この計画を受け入れ、今年度の予算措置をしたところでございます。

しかしながら、今年度に入り、JR九州で具体的な設計を行う過程におきまして、この工法ではホーム①とホーム②との間の移動の際、ホームの先端まで迂回しなければならないため、高年齢者や障がい者に対する負担が大きく、利便性が低いとの意見が出され、再度、検討をいたしましたところ、真ん中の図面にありますとおり、6番線路——6番線路というのはホーム②と書いてありますところに線が幾つか書いてございますけれども、その上から6番目です。ホーム②のすぐ上に当たる線路が6番線路になりますけれども、6番線路から9番線路に分岐線を引くことで、5番線路——図面のホーム②のすぐ下の線路でございまして——を撤去してもダイヤ運行上の支障が回避され、留置スペースの確

保も可能であることが判明したということでございます。このことにより、5番線路を撤去し、ホーム②を拡幅することで、既存の跨線橋にエレベーターを設置することが可能となったということでございます。

J R九州からこの提案を受けまして、宮崎市とも協議を行いました。工事が大規模化するため、工期が延び、事業費も現在の約3億円から約4億5,000万円に増大することになりますけれども、高齢者や障がい者の負担が軽くなり、利便性も向上することから、今回の工事の変更はやむを得ないと考えているところでございます。

変更後の工事内容につきましては、J R九州が国とも協議した結果、右の2つの図にございます変更後にありますとおり、工期を今年度と来年度の2期に分けることといたしました。今年度着手いたします第1期の工事では、5番線路撤去後にホーム②を拡幅いたしますとともに、駅舎側のホーム①にエレベーターを設置し、8番・9番線路への分岐線や信号設備工事などを行うというものであります。来年度着手いたします第2期工事では、ホーム②と駅舎にエレベーターを設置し、ホーム②の階段をホーム中央側に移動させるとともに、駅舎に多目的トイレなどを整備することといたしております。

なお、第2期工事におきましても、県の負担が生じてまいります。所要の予算措置につきましては、改めてお願いしたいと考えております。

南宮崎駅バリアフリー化工事につきましては以上でございます。

次に、19ページをお開きください。オールみやぎ営業チームによる東アジアへのアピール（台湾・交通チーム）についてであります。知

事を初め、県議会議長、関係団体の代表者等から成る訪問団がチャイナエアライン本社及び台湾政府関係機関を訪問し、これまでの定期便運航に感謝の意を伝えますとともに、本県と台湾とのより一層の交流活動について意見交換を行いましたので、その概要を報告いたします。

なお、今回の訪問は、オールみやぎ営業チームによる東アジアへのアピールとして位置づけ、台湾、香港、マカオへ赴き、交通・誘客・ブランド・畜産の各分野において関係機関の訪問等を行っており、交通チームは、台湾の関係機関のみの訪問ということになっておりますので、申し添えたいと思います。

訪問日程は、1にございますとおり、11月15日から17日までの3日間であります。今回の訪問団は、2にありますとおり、10名の方々に御参加いただきました。知事を団長に、県議会からは外山議長に御参加いただきましたが、外山議長には、大変お忙しいのにもかかわらず御参加いただき、まことにありがとうございました。また、宮崎市からは木下副市長、経済界からは県商工会連合会の松澤会長、宮崎空港ビルの長濱社長など5名の方に参加いただきました。

次に、訪問先及び概要につきましては、3にありますとおり、まずチャイナエアライン本社では孫（スン）社長と面会し、宮崎一台北線の日ごろの運航についてお礼を申し上げますとともに、今後も双方向からの利用促進を図ることが重要であるとの認識で一致し、さらなる利用促進についてお互いに確認したところであります。また孫社長から、先般の日本一台湾間のオープンスカイ合意を受けまして、鹿児島空港への新規就航と福岡線の増便についての意向が示されております。

次に、台湾政府の交通部観光局では、謝（シャ）

副局長と面会し、宮崎から台湾への送客支援についてのお礼と、双方向の幅広い交流の促進について意見交換を行い、また交通部民用航空局では尹（イン）局長と面会し、宮崎線開設の際に御協力いただいたことに対するお礼と今後の変わらぬ支援をお願いしたところでございます。

さらに、(4)にございますが、15日の夜には宮崎県謝恩の夕べを開催し、政府機関やチャイナエアラインの関係者、訪日観光旅行を主催している旅行会社のトップなど約50名の方々を招待して、知事みずから宮崎の観光の魅力やブランド農産品のPRを行ったところであります。参加者からは、知事みずからのプレゼンテーションに感激するとともに、宮崎の観光や食の魅力を認識したとの評価をいただいております。

今回の台湾訪問は、河野知事におきましては、知事として初めての台湾訪問でしたが、各訪問先で忌憚のない意見交換や本県のPRができ、所期の目的は達成できたものと考えております。

説明は以上であります。

○大脇生活・協働・男女参画課長 委員会資料の20ページをお開きください。ことし6月に改正されました特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法でございますけれども、この概要につきまして御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてです。1つには、平成10年の施行から12年を経過した認証制度、これは法人格の付与制度でございますけれども、この制度の使いやすさと信頼性向上のための見直しが行われました。2つ目に、平成13年に租税特別措置法上の制度としてスタートし、10年を経過しました認定制度、これは税制優遇措置によりNPO法人への寄附を促す制度でございますが、この認定制度につきまして、全国のNPO法人数4万3,000余であるのに対し

まして、認定NPO法人が235法人と、全体の0.5%にとどまっているという現状を踏まえまして、活用しやすい制度としてNPO法に新たに規定されるものでございます。

次に、2の主な改正の内容についてでございます。(1)の認証制度の見直しに係るものでは、まず、アの所轄庁の変更としまして、2つ以上の都道府県にまたがって事務所を置くNPO法人の所轄庁、これは今まで内閣府で行ってまいりましたが、これを主たる事務所が所在する都道府県に変更するというところでございます。

次に、イの活動分野の追加ということで、従来、まちづくりの推進を図る活動など17の分野が規定されておりましたところに、観光の振興を図る活動、農山漁村または中山間地域の振興を図る活動、都道府県条例で定める活動、この3つが追加されております。ただし、これらの活動につきましては、これまでもまちづくりの推進を図る活動等の範囲で行われてきたものでございますので、いわば政策的見地から特出しをされたものでありまして、今までの活動範囲を変更するものではございません。

次に、ウの手續の簡素化・柔軟化としまして、定款変更や解散時の手續について見直しが行われました。

また、エの信頼性向上、情報開示充実のための措置としまして、認証された後に登記をしない団体についての認証の取り消し、それから定款などの従たる事務所での備えつけの義務、こういったことが規定をされております。

21ページをごらんください。(2)の認定制度・仮認定制度の導入でございます。アの認定制度は、認定基準を満たすNPO法人は所轄庁の認定を受けることができ、認定を受けると税制優遇措置が適用されるというものでございます。

この認定基準といいますのは、①にP S Tと書いてありますが、パブリックサポートテストと言われるもので、これは広く市民からの寄附を受けているかどうかを判定する指標であります。このほか、運営組織及び経理が適切かなど7つの要件がありまして、これらの要件を満たせば所轄庁の認定を受けることができます。この認定を受けると、②にあります税制優遇措置——個人が認定N P O法人に寄附した場合には所得控除と税額控除によって減税される、また法人が寄附した場合や認定N P O法人自身にも税制優遇措置が適用されるという制度でございます。この認定制度につきましては、平成24年3月31日までは租税特別措置法上の制度ということで、国税庁が認定事務を行っておりますが、今回の改正で新たにN P O法に規定されまして、来年度からは都道府県の事務になるものでございます。

次に、イの仮認定制度について説明します。仮認定制度は、新たにN P O法に規定される制度でありまして、設立後5年を経過しないN P O法人については、認定基準の中で最もハードルが高い(1)のP S T(パブリックサポートテスト)を免除しまして、その他の7つの要件を満たせば仮の認定を受けることができるというもので、この仮認定を受けると寄附者には税制優遇措置が適用されるという制度でございます。

3の法律の施行日は平成24年4月1日。4の今後の予定でございますが、N P O法の施行に関し必要な事項を定めております宮崎県特定非常利活動促進法施行条例の改正案を、この法律の改正に伴いまして、2月の定例県議会に提出するというようにしております。

N P O法関係は以上でございます。

次に、委員会資料の22ページをお開きください。第2次みやざき男女共同参画プランの策定状況について御説明いたします。

1のプラン策定の趣旨につきましては、現行のプランが今年度で終期を迎えることから、新たなプランを策定するものです。

2の策定状況につきましては、(1)にあります男女共同参画に関する県民意識調査を基礎データ収集のため、昨年度実施しております。

(2)の男女共同参画審議会につきましては、ことしの3月と8月と11月、3回開催しまして、委員の方から御意見を伺っております。

3の今後のスケジュールにつきましては、12月から1月にかけて1カ月間、パブリックコメントを実施し、1月に男女共同参画審議会を開催、2月の県議会に議案として提出しまして、3月に計画の決定という予定でございます。

計画の内容につきましては、別冊で男女共同参画プランの素案をお配りしておりますので、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

目次を見ていただきますと、まず、第1章の計画の策定に当たってということで、計画の趣旨や性格、期間、行政や企業の役割を記載しています。第2章の計画策定の背景では、男女共同参画に関する世界や日本の動き、本県の動き、県民意識の動向などを記載しております。計画の具体的な内容は第3章からになります。

素案の28ページ、29ページをお開きください。このプランの体系になります。28ページの左のほうから基本目標として3つの項目、重点項目として9つの項目、各重点項目ごとに施策の基本的方向として全部で28項目という体系にしております。

この体系について説明させていただきますと、基本目標Iの「男女共同参画社会づくりに向け

た意識の改革」については、重点目標として2つ挙げておりました。重点目標1の「男女共同参画の理解の促進」につきましては、施策の基本的方向としまして、理解と共感を広げる啓発活動の推進や学習機会の充実、男女共同参画の視点に立った慣習の見直しに取り組むこととしております。重点目標2の「男性・子どもにとっての男女共同参画の推進」に係る施策の基本的方向につきましては、男性に対する広報・啓発の推進、支援体制の充実、子供のころからの理解の促進や支援体制の充実に取り組むということとしております。

基本目標Ⅱの「男女が多様な分野で活躍できる環境の整備」につきましては、重点目標3の「社会における女性の活躍の場の拡大」としまして、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、女性のチャレンジに対する支援、人材育成。重点目標4の「男女の平等な就業環境の整備」については、雇用分野における均等な機会と待遇の確保、多様なニーズを踏まえた就業環境の整備や農山漁村での男女共同参画の確立。重点目標5の「男女の仕事と生活の調和」、これはワークライフバランスと言われるものですが、これについては、仕事と家庭の両立の支援、家庭・地域での男女共同参画の推進、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実。重点目標6の「地域における男女共同参画の推進」については、地域での男女共同参画の推進や、地域づくり、観光や環境、防災などの分野での男女共同参画の推進に取り組むこととしております。

それから、基本目標Ⅲの「男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の構築」については、重点目標7の「女性に対するあらゆる暴力の根絶」としまして、女性に対する暴力

の根絶のための環境整備、配偶者からの暴力の防止、セクハラ等の防止。重点目標8の「生涯を通じた女性の健康支援」としまして、妊娠・出産に対する支援や女性の健康保持、健康に影響を与える問題に対する対策。重点目標9の「様々な生活困難を抱える人々への対応」としまして、ひとり親家庭の生活安定と自立支援、高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境の整備などに取り組むこととしております。

32ページをお開きください。ここからがプランの体系に沿った計画の具体的な内容になります。32ページは、基本目標Ⅰ「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」の重点目標1「男女共同参画の理解の促進」ということです。まず、現状と課題ということで四角い枠で囲っている部分ですが、ここでは、男は仕事、女は家庭という性別に基づきます固定的な役割分担意識がまだ解消されていないこと、このために、家庭や学校、職場、地域社会、あらゆる分野、場面で性別にかかわらず個性と能力を生かした多様な生き方を認め合うための啓発が必要であるとしております。下のほうにはこれに関連する意識調査などのデータを載せております。

33ページが、施策の基本的方向(1)の「理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進」になります。啓発等を行うための具体的施策としまして、県の関係課が行う施策を挙げております。ここでは、男女共同参画の理解促進のための対象やテーマ、年代に応じた広報・啓発や、メディアを通じた広報・啓発、それから人権週間などの機会を通じた啓発を行うことなど、7つの具体的施策に取り組むこととしております。指標項目ということで3つ挙げておりますけれども、数値目標を立てられる施策についてはこのよう

な目標値を設定しております。

34ページが重点目標1の施策の基本方向(2)、35ページが男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直しということで挙げております。

以下、ずっと同様な形でまとめておりまして、41ページまでが基本目標Ⅰについての内容になります。

42ページからが基本目標Ⅱ「男女が多様な分野で活躍できる環境の整備」ということで取りまとめております。ここでは社会における女性の活躍の場の拡大ということで、重点項目としては4つ、それから12の施策の基本的方向についてまとめております。基本目標Ⅱは62ページまでになります。

63ページからが基本目標Ⅲ「男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の構築」ということで、ここでは3つの重点目標と8つの施策の基本的方向ということで、76ページまでになります。

79ページをお開きください。79ページから81ページまで、このプランの中で挙げております数値目標をまとめております。9つの重点目標ごとに一覧表にしておりまして、全部で42の指標項目を挙げております。この指標項目、数値目標につきましては、プランの進行状況を把握するものとして管理していくことにしております。

プランの関係は以上ですが、議案のところで質問がありました点について何点かお答えさせていただきたいと思っております。指定管理者の関係で、まず指定管理料ですけれども、2期を申し上げましたが、1期分の金額が1年間で2,603万9,000円となっております。それから、指定管理者候補者の選定委員会の点数ですけれども、

最低と最高ですが、100点満点で点数が一番低かった方が71点、一番高かった方が90点ございました。それからもう1点、男女共同参画センターの職員数ですけれども、平成13年で見ますと、職員が2名、相談員が3名。18年度になりますと、相談員が2名ふえて5名になりますと、20年度から相談員が6名ということで今の人数になっております。以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終わったところですが、先ほどの議案のほうから振り返ってよろしいでしょうか。

○前屋敷委員 今、職員数を教えていただきましたが、最初の御説明は、現在、職員が5名、非常勤が6名——18年度の職員は何名なんですか。13年が職員が2名、相談員が3名ということでしたが、18年度は職員は何名なんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 済みません。職員のほうが今ちょっとわかりませんので、また調べさせていただきます。

○山下委員長 よろしいでしょうか。なければ報告事項の質疑に入ります。

○鳥飼委員 経済センサス——こういう名前の統計書というのはあるものですから、前に聞いたような感じがしますが、初めてされるわけですね。21年の7月に基礎調査というのをしておられるんですけれども、このときの調査の概要といたしますか、わかる範囲でお示してください。

○大野統計調査課長 基礎調査は21年7月に行っておりまして、基本的には、その対象となる事業所を確認する、そして所在地、従業員数、資本金、そういった基本的な事項を把握している調査でございます。その結果として、先ほど説明しました約5万8,000事業所が対象になるということで、今回の活動調査ということで本格的な調査に臨むということになります。

○鳥飼委員 そうしますと、前のときもやっぱ
り訪問調査みたいなことをやられたんでしょう
か。

○大野統計調査課長 調査員調査が中心という
ことでございます。

○鳥飼委員 わかりました。もう一つ教えてく
ださい。オールみやぎき営業チームのところ
でチャイナエアラインです。本会議でもちょっと
出ましたけれども、オープンスカイの関係で、
台湾―鹿児島間が開通といいますか、これはい
つからで、飛ぶ日とか、あと、宮崎県で飛んで
いる日をお示しいただきたいと思うんです。

○中田総合交通課長 11月10日にオープンスカ
イの合意がされたというふうに聞いております
けれども、それを受けまして、来年の春ぐらい
ではないかということで聞いています。具体的
にいつからというのはまだ聞いておりません。

○鳥飼委員 宮崎県の現状は。

○中田総合交通課長 現在、宮崎―台北線につ
きましては、週2便飛んでいます。曜日としま
しては、水曜と土曜日に飛んでいるという状況
でございます。

○鳥飼委員 宮崎―台北線が、宮崎の皆さん方、
商工の方たちが頑張っていたいで、飛行機
会社の変更はありましたけれども、飛ぶようにな
りました。今度は鹿児島でも飛ぶということに
なると、地域間競争ではないんですけれども、
それも出てくるのかなと。飛ぶ曜日というのも
もちろんありますし、そこはチャイナエアライ
ンも採算上の問題等もあるだろうと思うんです
けれども、このことについて宮崎県として今後
取り組んでいく課題といいますか、問題点につ
いてはどのように考えておられますか。

○中田総合交通課長 現在、宮崎―台北線につ
きましては、宮崎から台湾に行く路線、それか

ら台湾から宮崎に入ってくる路線、両方ござい
ますけれども、宮崎から出るほうにつきまして
は、要するに日本人の利用者につきましては、
我々が把握している範囲では約9割ぐらいは県
民の利用だというふうに聞いております。県外、
例えば鹿児島あたりからの利用が1割程度かな
というふうに理解しておりますけれども、対策
としましては、やはり県民の利用をいかにふや
していくかというのが一つあると思います。そ
のためには、単に観光だけではなくて、文化、
スポーツ、幅広い交流の促進というのをやって
いく必要があるだろうというふうに考えていま
す。

それから、台湾からの誘客につきましては、
現在もやっておりますけれども、要するに単県
で考えるのではなくて、南九州という視点で現
在、鹿児島と一緒に誘致活動をやっております
が、熊本あたりも含めてそれを引き続きやって
いく形で、より広域的な取り組みに力を入れて
いく必要があるのかなというふうに考えている
ところでございます。

○鳥飼委員 台湾から宮崎に来ているお客さん
は、年間何名程度の利用があつて――先ほどの
お話ではこちらから行く人については宮崎県
の人が90%……。帰って来る人も、もちろんそ
ういう人たちもいるでしょうけれども、台湾から
どれぐらいの人が来ているのかというのも非常
に大事なことはないかなと私は思うんです。
もちろん、こちらから行くということも大事な、
大きなものですが、やはり来てもらって、
県内に泊まっていろんな観光をしてもらってと
か、仕事をしてもらうということもこの路線の
大きな意味だろうと思うものですから、その辺
の状況を把握しておられればお示しいただき
たいと思います。

○中田総合交通課長 チャイナエアラインが就航いたしましたのは平成22年の1月でございますけれども、就航以来の利用人数というのが、外国人、日本人を含めて4万2,500人程度でございます。そのうち日本人の割合が約35～36%です。ですから、残りの64～65%が外国人の利用ということになります。したがって、人数的には、就航以来2万5,000～2万6,000人ぐらい台湾の方に利用していただいていると。就航当初につきましては、外国人の利用が大体7割ぐらいでございました。外国人7割の日本人3割、最近になりまして日本人の利用がふえまして、日本人が4割の外国人6割というような状況でございます。

○鳥飼委員 台北―宮崎を週2便飛んでいて、これはやはり宮崎県の一つの大きな誇るべきところだったわけですが、鹿児島も運動をしているという話は聞いていましたし、外山議長が観光振興議員連盟の会長なんですけれども、そこでも南九州全体でいろんな取り組みをやらないと効果的に機能しないんじゃないかというような議論もいろいろと出されてきたところなんです。ですから、来年の春に飛ぶということになったら、それが相乗的なものになっていかないと、我が県にとっては危機的なことになるというふうに思っているんです。一方ではそういう危機感を持ちながら、それをプラス面に変えていく努力ももちろん出てくるし、当然、企業ですから、企業の利益向上につながるものを考えてくるだろうと思いますし、宮崎県の場合は業績が上がらなければストップをしていくというようなことも考えられるから、そういうものをしっかりと持って今後の取り組みをしていただきたいというふうに思います。

○中田総合交通課長 まさしく委員がおっしゃ

るとおりだというふうに認識しています。本会議のほうで部長からの答弁がございましたけれども、鹿児島に新たに3便というふうに聞いておりますけれども、就航いたしますと南九州で台湾線が5便になるということですので、南九州地域にとりましては、利便性が高まる。県民にとりましても、週2回しか使えなかったのが週5回使えるようになる。要するに、旅行日程の自由度が増してくるという側面もございまして、そういう視点も踏まえて、広域的な取り組みをやっていって、本県にとってもメリットになるような取り組みをやっていきたいというふうに考えております。

○星原委員 関連なんですけれども、オールみやざき営業チームという名前の割に、たった訪問団10名で行っているんです。実は先々月、10月の末に北海道に行って、北海道庁で聞いたんですが、北海道庁は400名の大団体で行ってアピールしているという話を聞かされたんです。やっぱりオールみやざきチームで行くのであれば、ここに名前が出てきている人たちだけじゃなくて、修学旅行の誘致でいえば教育関係、あるいはスポーツ交流だったらスポーツ団体、姉妹都市を結ぼうとすれば市町村とか。本当に宮崎県が台湾に誘客に来たんだと思わせるためには、せめて50か100、あるいはもうちょっとでもいいんですが――それぞれの向こうの交通局とか教育関係とか、いろいろあると思うんですが、そういう団体、あるいは旅行関係だったら、こっちから送り込む旅行社の関係とかを連れて――官民一緒になって大団体で行って、そしてそれぞれに分かれてそれぞれの相手との交渉、いろんな情報交換、何かそうやっていかないと。今のやり方ぐらいでいけば、確かにいろんな情報の話は出るかもしれないけれども、宮崎の熱心

さとか、宮崎は定期便を飛ばしてもらっている
のでどうしても宮崎に送り込まないかとか、
そういう台湾側の意識が……。北海道がそれぐ
らいでやっているとなると、鹿児島も今度、春
に定期便を3便ももらうということになれば、
多分大きな形でいろいろ交流していると思うん
です。そういうものをつかんで、宮崎としては、
ではどうするかと。今、課長の説明で、宮崎、
鹿児島、熊本あたりとという答弁があって、確
かに便利になるんだけど、では来た台湾の
人たちが宮崎で泊をするのかどうか、金をどれ
だけ落とすのかどうか——いろんなことにな
ると、修学旅行で台湾の何とか県なら何とか県
の学校と直接、宮崎県の子供たちの交流を図るよ
うな形で、修学旅行でお互いに行ったり来たり
するとか。何かやっぱりそういうものを基本的
に考えて、今回こういう状況の中で、では宮崎
に誘客するためには年間にこれぐらいの数を目
標と定めて、それに向けては農業団体にはこれ
ぐらい、商工業関係にはこれぐらい、学校関係
にはこれ、スポーツ団体にはこれとか割り振っ
て考えて、どれぐらい呼び込んでこないといけ
ないという目標があったとしたら、それに向け
て計画を立てて、こういう訪問団を編成して乗
り込んで行って、宮崎が台湾との交流、誘客に
真剣に取り組んでいるんだという、そういう姿
勢を見せないといけないかなという気が強
くするんです。その辺に向けての考えとい
うのは、韓国に向けてもそうですし、今後は中
国との問題とか、そういうことを考えても、た
だやろうとしてつなぐことはできるんですけ
れども、本当にそれが実になって宮崎のためにな
っているか、そういう面について基本的に考え
ていかないと。鹿児島なんていうのは新幹線もあ
って、福岡に出たり、福岡から入って鹿児島に

たりとか、いろんなことも利用できます。そう
いう中で、宮崎の置かれている不利な状況を逆
に——直接来てもらうためには相当、力を入
れた営業努力というのがなされないとやっぱり
厳しいんじゃないかという気がするんですが、そ
の辺はどう考えて今後取り組もうとされている
んですか。

○渡邊県民政策部長 今の質問に対しては、総
合交通課長はちょっと荷が重いでしょうから私
がお答えしますが、昔は経済・文化団体訪問団
ということで私も担当しまして、100名とか行っ
て、総合的にいろんな展開をやったことがあり
ます。台湾でも物産展もやりました。それから、
スポーツランド関係のいろんな誘致、文化交流、
すべてやった経緯があります。韓国もそうい
うことをずっとたび重ねて今日に来ているわけ
ですが、最近こういう動きを全然していないのは
事実でございます。どういう形がいいのか、こ
ういう情勢になってきましたから、知事もかわ
りましたし、もう一回新たなやり方を検討すべ
きかなと思っています。今回ちょっと工夫しま
したのは、宮崎県謝恩の夕べというのをやった
んです。韓国ではこういうことをやらなかった。
これはまさに観光の分ですけれども、例えばそ
のほかの商工業、今おっしゃった文化も、そ
ういうものも総合的にやるとなると、ある程
度ちゃんとした予算組みをして、日程もある程
度——11月15日から17日、ことしやった分は知
事の日程の都合もあって急遽入って、時間的
にはそんなに余裕はなかった状況もあります。も
しそういう形をとるということであれば、相当
仕込みも十分時間が要りますので、そういう形
をとるのか、そこは少し今後検討させていただ
きたい。ただ、状況はもう変わっていますので、
今おっしゃったとおりだと思うんですね。どう

いうやり方がいいのか、部内でも議論し、各部とも、関係部がたくさんありますので、そこでも議論したいと思っています。ありがとうございます。

○鳥飼委員 西川貫一さんが議長のころですから、何年ぐらい前か、20年ぐらい前だと思うんですけども、国交回復の日中友好で、訪問団とは別に、県民もあのかきは百何十人か募集をして一緒に行ったんです。そういうこともあります。今、星原委員から出ましたように、南九州の振興という面では歓迎することなんですけれども、宮崎が食い殺されると言うのと語弊がありますけれども、そういうふうにして宮崎の発展につながらない可能性も、やり方によっては出てくる。そういう危機感があって、ただ単純にいいことだというふうには喜べないものがあるものですから、そういう意味では、星原委員から出たように、腰を据えてこの路線の問題を含めてやっていただきたいというのが一つ。

もう一つは、いつでしたか、総合交通課長が中国に行かれたと思うんですが、あのかきの御報告なりあればちょっとお願いしたいと思うんです。中国に向けてもやはりそういう努力をしていかないと、あそこは13億人ですか、おるわけですし、富裕層も1億とか2億と、けた違いなものですから、どうしてもそちらにいろんな物産も含めて、観光客も含めて、そういうところに目を向けていかないといけないというふうに思っているものですから、関連しまして、せっかく行かれたので、ちょっと御報告をいただきたいと思います。

○中田総合交通課長 まず、台湾につきましては、委員がおっしゃるように、我々、利便性が向上するからいいということばかり考えているわけじゃなく、もちろん危機感を持って取り組

んでいかないとはいけませんし、利便性が向上する面ということも、そういう視点を持って取り組んでいくということでございます。もうおっしゃるとおりだと思っています。

それから、中国につきましては、先般、観光部局と一緒に上海のほうに行っていました。ことし策定しましたアクションプランにも、中国等との新規路線についての活動を活発化していくということを書いておりますので、それに基づきまして検討しておりますけれども、今回訪問したのは、今、鹿児島に飛んでいます中国東方航空、それから春秋航空、航空会社としては2社を訪問しております。

春秋航空につきましては、現在、茨城に飛んでいまして、近く佐賀に飛ぶということで聞いております。今回、佐賀に飛ぶ理由としましては、やはり福岡と熊本という、九州でいえば大きな経済圏の間に位置するということで、そのあたりの、要するにビジネス客の利用を見込んで佐賀に就航すると。今、就航しています茨城につきましては、当然、東京、ああいう大きな人口を抱えていますので、そこを一応見据えて就航したというふうに聞いています。あと、四国にも今度就航するというふうに聞いていますけれども、四国につきましては、やっぱり大阪あたりの経済圏を背景に就航すると。ですから、そういう大きなビジネス客を見込める地域を考えながら、就航先を選定していると。南九州につきましては、人口的に現時点ではなかなか難しいのかなというような感じでした。

東方航空につきましては、現在、鹿児島に飛んでおりますけれども、鹿児島の便数が、それまで週2便だったのが8月から4便に増便されております。現状としましては、正直言って東日本大震災の影響等があって、特に訪日につい

てはなかなか難しい状況はあります。ただ、将来的に日本市場というのは非常に大きな市場だというふうな認識を持っておられます。九州につきましては、特にこれからですので、宮崎としては状況は非常に厳しいとは思いますが、将来的、長期的な視点に立って取り組んでいく必要があるのかなど。知名度を上げていったり、鹿児島に飛んでおります飛行機を利用して中国からの観光客の誘致を進めながら、宮崎の利便性を長期的な視点で高めていくというような取り組みを地道にやっていると。今回、上海に行きましたけれども、上海だけではなくて、私もとしましては、どこの路線が宮崎にとって一番いいのか、観光だけではなくてビジネスあたりも考えながら、今後、情報収集に努めながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○鳥飼委員 ありがとうございます。課だけ部だけのことでなくて、県の大きな施策の中に盛り込んでいってほしいと思います。その辺の作り方というのは部長が一番経験も深いわけですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○星原委員 もう1点だけ、しつこいようなんですが、台湾の件なんですけれども、手前みそであれなんです、私も去年も台湾に行かせてもらって、向こうから言われるのは、宮崎からも送り込んで下さいよという話を常に言われたんです。そういう中で、都城市のスポーツ少年団で交流をさせようということで、去年の暮れとことしの2月に向こうから見えたときに話をし、8月に向こうから、新竹県中山小学校の子供たちが13名と校長さん以下8名で21名来ていただいて、都城で野球の交流をしたんです。そして、今度はこっちから行こうということで、

今月21日から段取りしているんですけれども、私も倍ぐらい行けばいいかなという思いだったんですけれども、子供たちが60名、指導者が17名、親が30名ぐらい、多分110名ぐらいになって、宮崎からだけでは飛べなくて、福岡便に乗らなくちゃいけないんです。毎年交流していこうと考えているんですけれども、やり方をそうやってうまく相手の学校あたりとつないでいくと、子供たちはスポーツ少年団だと6年生を主体に連れていくわけなんですけれども、毎年6年生になっていくわけですから、そういう形ができないかなと思って進めています。ですから学校も、修学旅行なんかもやっぱりどこかつながりを持たせるようにして、10年たっても交流がずっとなっているとすると、今回、私は指導者と子供だけかなと思ったけれども、親たちも行きたいということで、30名ちょっと親も行くようになったんです。だから、何か仕掛けをうまくもっていくと皆さん方が考えている以上に県民の人たちも、近いわけですから行こうとする人たちもいると思うんです。やり方を、どういう形のものをつないでいくかというのを広げていかないと、ただ頭でっかちで上で考えているだけではなくて、底辺のところはどういう人たちを相互に送り込んだり誘致したりできるか、そのためには何をやっていったらいいのかということを実際に考えれば、意外とどこかに——ほかの県でやらないようなこととか、何かを知恵を出してやっていかないと、なかなか宮崎は条件的に不利な部分があるんじゃないか。そうやって、後は、宮崎県の素材である第1次産業の食べ物なんかをうまくつないでいく方法とか、あるいは農家は今、口蹄疫で厳しいんですけれども、いろんな形で何かつなぐ方法に知恵を出していただければ、道はないとは言えないんじゃない

かなというふうに思いますので、その辺のところも少し角度を変えて判断というか、知恵を出していただければというふうに思うんです。以上です。

○中田総合交通課長 星原委員には路線利用促進にいろいろ御協力いただきまして、ありがとうございます。委員のおっしゃるとおりだと思います。県では、今、文化文教・国際課のほうで民間交流促進のための事業もやっています。近々、民間団体の方々等を連れて台湾のほうに行くというふうに聞いておりますけれども、それ以外に、当課の関係で言いますと、今年度初めて修学旅行で台湾に行っていたきたいということで、学校の先生たちに台湾に行っていたいて、実際、現地を見ていただいて、学校間の交流、そういうのができないかどうか、そのあたりを一応見て来ていただきました。宮崎から台湾への修学旅行が全くないわけではございませんけれども、そういう取り組みをやっていきながら、教育委員会の理解を得ながら、修学旅行の相互交流、こちらから行くだけではなくて向こうからも来ていただくような取り組みも今後さらに力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○前屋敷委員 権限移譲のことでちょっとお伺いしたいと思います。13ページの表の16、17の現在の移譲状況というところの中で、新規移譲法令というのがここに出てきているんですけども、これはどういうふうなことなんですか。移譲事務はわかりますけれども、法令を移譲するというのはどういうふうに理解したらいいのか。

○茂総合政策課長 先ほど私は2つの法令が新規移譲されたということを申し上げましたけれ

ども、16と17にあります2つの法律ということになるわけですが、これについては、今回の改正の中で、新しく延岡市に移譲されるということです。例えば、流通業務市街地の整備に関する法律という法律はもともとあるんですけども、これについて平成24年4月、来年の4月に市のほうに法令を移譲されるということになりました。これについて希望するところがあるかどうか聞いたところ、延岡市から希望がありましたので、それについて関連事業を移譲するというところでございます。

○前屋敷委員 今、延岡市だけが希望しているということなんですか。

○茂総合政策課長 延岡市が移譲を希望しているということでございます。申しおくれましたけれども、今回、2つの法令に基づく事務が初めて移譲されるというものでございます。そういう意味で新規ということでございます。失礼しました。

○前屋敷委員 希望する自治体だけに移譲するということになっているんですけども、かなり進んできている状況があると思います。一つは財源なんですけれども、かなり事務が移譲されて、各自治体にとってはかなりの負担になる部分が多いんですが、どういう形で財源の移譲といいますか、財源が渡っているかという状況を教えてください。

○茂総合政策課長 これにつきましては、国がつくっています地域主権戦略大綱というのがありまして、閣議決定されております。この中で、国は、権限の移譲に伴って適切に既存の財源措置を見直し、市町村に対して地方交付税あるいは国庫補助負担金などに関し、確実な財源措置を行うこととするということがはっきりうたい込まれておりまして、これに基づきまして基本

的には措置されていくと。要するに、地方交付税等で基準財政需要額に算入されるというふうに理解をしております。この一括法が1次一括法、2次一括法と2つありますけれども、これにつきましては、衆議院と参議院で附帯決議がされています。基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずることというふうに国会において附帯決議がされているということでございます。

○前屋敷委員 では、これは交付税措置でされるということですか。直接、国から財源が、県はこの事業はしないわけですから、直接、交付税の算定の中に入って措置されるということですか。

○茂総合政策課長 これについては、*市町村の基準財政需要額に算入されるということになるだろうと思っております。

○宮原委員 第2次みやざき男女共同参画プランの説明もいただいて、今、星原委員とも話をしたんですが、すばらしいのができているというふうには思っています。ただ、思うんですけれども、42ページの各分野における女性の参画状況というところを見ると、県の審議会を除いたほかは、なかなか女性の方が進出されないということになりますね。ここの部屋を見ても、女性の方は数名しかいらっしゃらないということになりますので、ただ、女性がどんどん進出してほしいということは当然なんですけれども、よく話を聞くと、管理職になるのを女性のほうから拒否されるというふうな話も聞くわけです。そういうことを考えると、こういうプランをつくって立派にやるということも大事なことなんです。そういうところを変えていかないと、つくことはできると思うんですけれども、なかなか厳しいのかなというふうに思っています。

例えば、議員の世界でも女性は数名しかいらっしゃらない。自分から手を挙げてこないと、どうしたってなかなか数がふえないということになります。

私はどっちかというところ、薩摩側のほうの人間なので、やっぱり男がしっかりせんといかんと。だから、本当を言うと、ここでこんなことを言ったらいかんのですけれども、男がしっかりして、子供がちゃんとできて、家に帰ったときに、子供が学校から帰ったらお母さんがいるというのが僕は理想的だというふうに思っているんです。それを言うこと自体がまたいかんという時代になっておりますので、私は、嫁女に家で農業をさせていますけれども、勤めはさせん、子供が帰ったときにちゃんと家におってもらわな困ると。

今こんなお金が要る時代ですから、2人で働かれればより生活もよくなるということにはなるんですけれども、やっぱりどう考えても——日本じゅうが男女平等ということではいきませんが、きのうもタクシーに乗ったら女性の方が運転手さんです。大変きれいな方が運転手さんでしたので、今度から指名をしますわと言ったけれども、それは冗談ですけれども、大型トラックにも女性の方が乗る。すべてのところに女性の方が進出をされる。どっちかというところ、男性の方が女性のほうには行けないんです。看護師で男性がいらっしゃるといことにはなりませんけれども、女性の方が男性の看護師の前で全部脱いでくださいと言われてたら脱げないと思うんです。やっぱりそのあたりになると、プランをつくるのは構わないんですけれども、そのあたりも多少考えて、どっちかというところ、女性を大事にしましょうというプランで、男女共同参

※25ページに訂正発言あり

画という割には今度は男性をいたわりましょうというような部分というのは多分ないと思いますので、やっぱりそのあたりも、なかなか難しいんだろうと思いますけれども、そういうようなものもどこかに織り込んでいただけるとありがたいと。男側の意見としては、そういうような感想を持ったところでした。すばらしいのができていることは何にも言いませんけれども、どうも薩摩側の人間とすると男が頼りにならんよなど。今、草食系男子がふえている。女性は肉食系というふうに言われて、なかなか結婚がうまくいかないのも、男性側が女性に声をかけないというふうに聞いています。声をかけたら、もし嫌われたら、セクハラにとられる。本当は好きなんだけどと言われると、女性側から食ってしまわないとなかなかうまく結びつかないというような話にもなるので、そのあたりも含めて、これは私の意見ですので、済みませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○前屋敷委員 今に関連してですが、パブリックコメントを12月にということになっていますが、もう今かけられているんだと思うんですけども、1カ月間だと思うんですが、前回あたりでどの程度のパブリックコメントがあったものなのか。やはり県民の皆さんのいろんな、それこそ多様な御意見や思いを盛り込むことが大事だというふうに思うんですけども、周知の仕方は……。どのような形でパブリックコメントを集約されるのか、状況を教えてください。

○大脇生活・協働・男女参画課長 パブリックコメントですけども、これについてはまだ実施しておりませんで、今週中には実施する、開始したいということで考えております。

それから、パブリックコメントの方法なんですけれども、一つは県のホームページに掲載し

ます。それから、新聞、ラジオ、テレビですね。新聞であれば「県政けいじばん」でありますとか、ラジオ、テレビでの県政番組、そういったものでPRするというようにしております。

○前屋敷委員 ぜひ、やはり県民の皆さんに関心を持ってもらわなくちゃならないことですので、より中身もわかるような形で工夫して県民の皆さんにお知らせして、そして多様な意見を求めるということで御努力をしていただきたいというふうに思います。1カ月といたら1月の半ばぐらいまでパブリックコメントを実施するというのでしょうか——では、よろしくお願ひします。

○右松副委員長 今回、報告事項に挙がりました第2次一括法と事務処理特例制度というのは、本県にとって重要な施策案件だというふうに思っております。第2次一括法の成立に当たりまして、知事は何かコメントを発しているのでしょうか。

○茂総合政策課長 正式なコメントという形では出しておりませんが、そのときに取材がございまして、地方分権改革のスタートとして評価をするというコメントを記者会見の中でしております。

○右松副委員長 いろいろと調べてみたんですが、兵庫県の井戸県知事は次のようにコメントを出しています。国においては、新制度となっても、問題となる従うべき基準の廃止や権限移譲に伴う適切な財政措置を図るとともに、さらなる義務付け・枠付けの見直しや基礎的自治体への権限移譲を推進していただきたい、こういうふうに兵庫県知事はコメントを出しています。私は、やはり河野知事はもっともっと国に対して積極的に意見を、メッセージを発信していったほうがいいと思っているんです。そこをちょっ

と知事のほうに伝えていただければありがたいなと思っています。

それとあわせて、第2次一括法は成立したものの、国の出先機関の廃止の取り組みはなかなか進展していないという現状もあって、その中でも先行3機関に加えて、ハローワークに関しては41都道府県が移管を求める特区提案をされておって、8カ月たっても国から何も返答がないという、回答がないという状況になっています。あるいは、直轄道路であったり河川であったり、こういった移管が進んでいないという話もしっかりと国のほうに積極的にメッセージを出してもらいたいということが1点であります。

それから、事務処理特例に関してなんです。15ページに本県における権限移譲の推移が出ていますけれども、平成20年4月の段階で68法令で876事務ということで、平成24年4月は、4年間で18法令、374事務、増加しております。これも調べさせてもらったんですが、他県との比較をしたときに、直近の数字は出ておりませんでしたけれども、20年4月17日付で地方分権改革推進委員会の事務局が都道府県から市町村への権限移譲についての調査結果を発表しています。ここで見ますと、宮崎県は必ずしも市町村への事務処理特例を使った移譲が進んでいない。具体的に言いますと、大体平均値になります。各都道府県ごとの平均移譲法律数がそのときは39法令で、宮崎は38でしたから、平均値になっているんです。ただ、上位を調べてみますと、静岡が86法令、突出して多いですね。それから、知事の出身の広島が77法令、岩手が第3位で71法令、これはあくまでも20年度の段階なんです。これを勘案した上で、今の進捗状況は、他県との比較まで統計がとれているかどうか分かりませんが、宮崎は進んでいるか

どうかということはどう判断されておられるんでしょうか。

○茂総合政策課長 数字のとり方はいろいろありまして、どの事務を1つとして数えるかということによっても大分違ってくるといいます。各県によって状況が違っておられますけれども、それにもよりますけれども、九州の中ではそんなにおくれているほうではないのではないか、中以上ではないかというふうに考えておるんですけれども、これについて我々としては、基礎的自治体であります市町村に可能な限り権限移譲を進めていきたいというふうに考えておりますので、それに沿って今後とも努力をしていきたいというふうには考えております。

先ほどの答弁の訂正をさせていただいてよろしいでしょうか。前屋敷委員からあった分についてでございますが、よろしいでしょうか。先ほど私はちょっと混乱してしまっていて、大変申しわけありませんでした。資料の13ページをごらんいただきたいと思うんですが、先ほどお尋ねいただいたのは、16番の流通業務市街地の整備に関する法律の話だったと思うんですけれども、これにつきましては、今回の地域主権改革一括法により、この法律に基づく事務の一部が、市に法令移譲されることになったことを受けて、法令移譲される事務に関連する県の事務について、市の中で手を挙げるところはありませんかということでお尋ねしたところが、今回延岡市が手を挙げられたので、そこに権限を移譲するという意味でございます。先ほど財源手当のお話をしましたけれども、この部分についてはあくまで事務処理特例条例に関する条例の一部改正なものですから、権限移譲交付金というのを県で持っておりまして、それによって交付をするという形になります。それと、私が先ほど申

上げました附帯決議の話とか、地方交付税云々
といますのは、私がちょっと誤解しておりま
して、もう一方の国が法律で定めた権限移譲の
ほうです。こちらのほうについては、基本的に
先ほど申し上げましたように地方交付税等で市
町村に措置があるのではないかという意味で、
ちょっと混乱して説明しましたので、大変申し
わけございませんでした。訂正しておわび申し
上げます。

○右松副委員長 先ほどの前屋敷委員への回答
で、財源移譲に関しては適切確実な財源を措置
する法律づけをしているということで承ったん
ですが、市町村からのニーズとのマッチング、
これは県としてしっかりとされているというお
考えでしょうか。

○茂総合政策課長 この事務処理特例に関する
条例の一部改正によります権限移譲につしまし
ては、県内をブロック別に分けて説明会を
開催しております。これもまめにやっているつ
もりでございますけれども、その中で市町村に
よっては、組織体制の問題、人員体制の問題、
財政的な問題、相当ございますので、私どもと
しては無理強いすることなく、メニューをお示
しして、この中で受けられる事業については可
能な限りお受けいただけないかというお話はし
ているところです。あくまで市町村の自主的な
御判断ということでございます。ただ、以前は、
一括して全市町村に移譲するというやり方を
とっておったんですけれども、それだとなかな
か進まないということもあって、市町村の自主
性を尊重しようということで、いわゆるメニュー
方式という形でやっております。ただ、そうす
ると、隣の町、隣の村で、あるところは役場
に行かないかん、あるところは県の出先に行か
ないかんというようなことで、そういう違いも出

てくるものですから、一定以上移譲が進んだ場
合、半分以上の市町村が移譲を受けたといった
場合には、おたくの市町村でも受けてみませ
んかとか、そういうような形の働きかけはやっ
ておりますが、あくまで基本的には各市町村の
判断を尊重しているということでございます。

○鳥飼委員 一つ確認といたしますか、一括法で
すが、従うべき基準、標準、参酌すべき基準と
いうのが定められてきていまして、その中で施
行の日からとかいろいろありまして、条例化と
いうことも出てくるわけなんですけれども、今
後のスケジュール——いろんなものがあるから、
茂課長のところではちょっと難しいかもしれま
せんけれども、大まかでいいですからお示しを
いただきたいと思えます。

○茂総合政策課長 この基準につきましては、
*原則的には平成25年4月1日から施行というも
のが多いです。中には24年の、要するに来年の
4月1日から施行というものもあります。それ
ぞれについて、その前の年の11月議会あたりで
いろいろ検討していただこうかなというスケ
ジュールで考えております。ちなみに、それか
らいろいろ施行に向けての準備がございます。
いろんな引き継ぎ書、いろんな関係もござい
ますので、今いろんなマニュアルをつくったり
とか、人員体制、組織体制の整備とかいうこと
もありますので、準備期間を考慮して、その前
の年の11月議会あたりで議論していただいて、
4月からうまくスタートができるようにしたい
という一般的な考え方でございます。

○鳥飼委員 わかりました。いろんな議論がさ
れていくだろうと思うんですけれども、条例化
に当たって、いろんな基準なり考え方とかあり
まして、今まで一括で決まっていたものが独自

※28ページに訂正発言あり

のということになりますから、地域の実情をしつかりと——関係する人たち、市町村、それから運営している法人の皆さん方とかいうところとも十分な協議をお願いしておきたいと。茂課長に言っても一緒かもしれませんが、基本的にはそういうことですから、またそういう会議がありましたときは、そういうふうに主管課につないでいただければと思います。よろしくお願いします。

○茂総合政策課長 ただいまの点は非常に大事なところだと思っておるんですけども、基本的には、審議会でいろいろ議論をしていただく、あるいは関係団体に意見を聞いていただく、あるいは必要であればパブリックコメントをやる、そういうような形で基準を明らかにしていただきたいと。これについては、権限移譲されていきますから、裁量の幅が広がりますので、やはり自己責任という部分、説明責任が問われると思いますので、そのあたりは十分に議論をして、本県に合った基準を設定していただきたいということを各部にはお願いしているところです。

○鳥飼委員 よろしく申し上げます。

○外山委員 そのほかでいいですか。2点ほどお尋ねしたいんですが、きのうの本会議で、ある議員が「県民生活部長」という言い方で質問をされて、私はそのとき気がつかなくて、後で指摘を受けて、議事録のほうを見てみたら、やっぱり県民生活部長と言っているんです。やっぱり県民ときたら、県民生活にいくんですね。いろんな人から、それは県民政策部よということを使うんですが、ちょこちょこそういうふうに関することがあるんですが、部長、どうですか、そういう言い方で言われるケースがありますか。

○渡邊県民政策部長 多々ありまして、県の主な団体の方からも、名刺を渡しても、「県民生活

部長ですか」と言われる。やっぱり今おっしゃったように、県民というと生活というのが非常に多いです。

○外山委員 県の総合政策をつかさどる部ですから、県民生活という言われ方は余りそぐわないと思うんです。名称の変更を含めて、これは部長に言う話じゃありませんが、どういうふうに今、思っておられますか。

○渡邊県民政策部長 うちの部は今、総合政策、総合交通、それから情報、国際、文化、男女共同参画、きょうも議論になりました。それから人権ですね。全部、総合的な行政、各部にまたがる行政が多いんですね。したがって、最近各県、総合政策部というのが非常に多いです。非常に定着してきています。県民政策部というのは、私は当初から疑問を持っていましたけれども、これは総務部が決めることですからあれですけども、私は、やはり総合政策部とか、そういうふうにはっきりして、やっぱり今の行政テーマというのは各部にわたるわけで、このあたりの総合調整機能を強化する必要があると思います。そういう意味でも、はっきり組織的に総合政策部とか、そういう名称が私はいっていると思いますし、ぜひ応援をお願いします。

○外山委員 これ以上は部長には言いませんが、総務部にまた言う前段としてお聞きをしたところでした。

もう1点、前この委員会でちょっと言ったかもわかりませんが、宮崎県の閉塞感をぶち破るために、この辺で大きなイベントを県挙げてやっていく必要があるんじゃないかと私は思います。そういう中で、まさに総合政策をつかさどる県民政策部がやっぱりまず石を投げないことには、波紋というか、動きは出てこないわけです。やるとしたらやっぱり、議会でもずっと出ており

ますが、宮崎県は天孫降臨の地、この史実に基づく遺跡、史跡がいっぱいあるわけです。そういうものをベースにした大きなイベントを、全県下を巻き込んでそういうものをやる必要があるんじゃないかと思っておりますが、いよいよ来年度の予算が入る。その辺で何か石を投げるというか、調査に入る、そういうような必要が私はあると思うんですが、部長の今の考えをお聞きします。

○渡邊県民政策部長 来年は古事記編さん1,300年ということで、きょうも実はこの委員会の前に部内の関係者を全部集めました。それを記念したどういう事業展開を来年度やるのか、関係課を集めまして、1つのチームを組みまして、今から議論します。そして、早目に、できたら来年度予算に間に合うような形で、どういうことができるのか、あるいは古事記とか神話にちなんだいろいろな事業が各地域にもあります。そういうものをさらに厚みを持たせたやり方とか、いろんな展開があるんだろうと思うんですが、そういうことも検討して、まさにうちの部が総合調整しながら、全庁的にかかわりますので、検討していきたいというふうに思っています。

○大脇生活・協働・男女参画課長 男女共同参画センターの職員数についてお尋ねがありましたので、改めてお答えさせていただきます。平成13年度は職員2名と相談員が3名、この体制が平成17年度まで続きます。平成18年度に指定管理者が導入されまして、職員がふえまして、職員5名、相談員5名、19年度も同じ人数で、20年度に相談員が1人ふえまして、職員5名、相談員6名、この体制で現在も続いております。以上です。

○茂総合政策課長 訂正ばかりで申しわけないんですけれども、先ほど私、25年4月から原則

的に移譲されるとか、条例化されるというお話をしましたけれども、基本的には、24年の4月が原則で、例外的に25年4月というものもあるということです。ただ、先ほど申し上げました基準については時間もかかるだろうということがあって、例外のほうの25年4月1日になっているものが結構多いということでございます。訂正させていただきます。

○山下委員長 よろしいでしょうか。

ないようですので、次に請願の審査に移ります。請願について執行部からの説明はございませんか。

○日高文化文教・国際課長 特に説明するものはございません。

○山下委員長 それでは、委員からの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ないようですね。それでは、以上をもって県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後0時59分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○稲用総務部長 よろしくお願ひいたします。本日御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして御説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開きください。平成23年度11月補正予算案の概要についてであります。

今議会に提出しております予算案は、議案第1号、第36号及び第40号であります。

まず、議案第1号による補正は、東日本大震災対策、口蹄疫経済復興対策、及びその他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、一般会計で45億5,695万4,000円の増額であります。この補正による一般会計の歳入財源は、使用料及び手数料が71万1,000円、国庫支出金31億5,621万3,000円、財産収入1億2,933万1,000円、寄附金1億円、繰入金9億3,809万9,000円、諸収入2億円、県債3,260万円となっております。

次に、議案第36号は、国の平成23年度補正予算第3号の成立、及び公共事業費の国庫補助決定に伴うもの、並びにその他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、一般会計で74億6,765万4,000円の増額であります。この補正による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金1億3,540万円、国庫支出金36億8,173万1,000円、繰入金9,604万9,000円、諸収入7億9,157万4,000円、県債27億6,290万円となっております。

続きまして、2ページをお開きください。議案第40号は、宮崎海区漁業調整委員会委員補欠選挙に伴う経費について措置するものであります。補正額は、一般会計で1,622万5,000円の増額であります。この補正による一般会計の歳入財源は、繰入金の1,622万5,000円となっております。

これらの結果、一般会計の予算の規模は5,963億9,726万8,000円となります。

3ページをごらんください。一般会計の歳出の款ごとの内訳であります。まず、議案第1号であります。主なものとしまして、総務費につきましては、県内市町村から宮崎県東日本大

震災被災者等支援基金へ拠出を受けたことによる基金の積み増しなどを行うものであります。衛生費につきましては、地域医療再生計画（拡充分）に伴う地域医療再生基金への積み増しや、基金を活用した救命救急医療体制の強化などを行うものであります。また、農林水産業につきましては、東日本大震災の被災地への本県農水産物の提供を継続するほか、口蹄疫経済復興対策としまして、人工授精の自粛によりバランスの崩れました子牛市場の出荷時期の平準化や、養豚農家の経営再開への支援などを行うものであります。

次に、議案第36号であります。衛生費につきましては、災害時の医療体制の整備として災害拠点病院及びDMATの機能強化を図るための助成を行うものであります。次の労働費につきましては、国の交付金を受け、緊急雇用創出事業臨時特例基金を積み増しするものであります。次の農林水産業費につきましては、口蹄疫復興宝くじ収益金の確定に伴い、口蹄疫復興対策基金への積み増しなどを行うものであります。また、農林水産業費及び土木費におきましては、国庫補助決定に伴い、公共事業費を増額することとしております。

次に、議案第40号であります。総務費で、宮崎海区漁業調整委員会委員に欠員が生じたことからその補欠選挙を行うものであります。

次に、7ページをお開きください。総務部における11月補正の課別集計表でございます。総務部といたしましては、合計で2億4,558万2,000円の増額をお願いしております。

補正予算については以上であります。

次に、特別議案について御説明をいたします。

9ページをごらんいただきたいと思っております。議案第5号「議会の議員その他非常勤の職員の

公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、関係する規定を整備するものであります。

次に、10ページと11ページでございます。議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。まず、10ページは、地方自治法の改正及び地域主権改革第2次一括法の公布に伴い、当該条例に基づく市町村への権限移譲事務の一部を削除する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、11ページは、火薬類取締法に基づく知事の権限に属する事務の一部を取り扱いを希望する宮崎市に移譲するため、所要の改正を行うものであります。

次に、12ページでございます。議案第1号及び議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。これは、宮崎県東京学生寮に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決に付するものであります。

次に、14ページでございます。議案第32号「当せん金付証票の発売について」であります。これは、平成24年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法第4条第1項の規定により議会の議決に付するものであります。

特別議案は以上の4件であります。

最後に、その他の報告であります。資料の15ページでございます。本日御報告いたしますのは、ここに記載しております防災拠点としての県庁舎のあり方の検討結果について、19ページの平成24年度当初予算の要求状況について、22ページの口蹄疫復興宝くじの収益金についての

3件でございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○日隈財政課長 今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧の関係を御説明したいと思います。

常任委員会資料の4ページをお開きください。一般会計歳入一覧という表が置いてあります。まず、総括の表で御説明したいと思います。議案第1号とありますのは、今議会の初日、11月25日に提案させていただいた補正予算のものです。また、議案第36号及び議案第40号とありますのは、それぞれ11月30日、12月6日に追加提案させていただいたものであります。

内容について御説明いたします。まず、議案第1号についてであります。自主財源の区分になりますが、使用料及び手数料が71万1,000円、財産収入が1億2,933万1,000円、寄附金が1億円、繰入金が9億3,809万9,000円、諸収入が2億円でございます。依存財源につきましては、国庫支出金が31億5,621万3,000円、県債が3,260万円、いずれも増額の補正となっております。この結果、補正による歳入合計は45億5,695万4,000円の増額であります。

次に、議案第36号でございます。自主財源の欄ですけれども、まず分担金及び負担金が1億3,540万円、繰入金が9,604万9,000円、諸収入が7億9,157万4,000円でございます。依存財源の欄では、国庫支出金が36億8,173万1,000円、県債が27億6,290万円のいずれも増額であります。この補正によります歳入合計は74億6,765万4,000円の増額となっております。

次に、議案第40号でございます。この補正の歳入財源は、全額が自主財源の欄の繰入金1,622

万5,000円であります。

これらの結果、合計いたしまして、補正後の額で5,963億9,726万8,000円となります。

次に、5ページをごらんください。ただいま御説明しました歳入の科目別の概要を詳しく記載しておりますので、科目順に御説明いたしたいと思います。まず、分担金及び負担金についてでございます。議案第36号で先ほど申し上げました1億3,540万円の増額でございますが、これは、各種公共事業費に対する市町村の負担金でございます。

次に、使用料及び手数料であります。議案第1号で林業技術センターにあります研修室等の利用の増加によりまして、公有財産使用料が71万1,000円の増額となったものであります。

次に、財産収入であります。議案第1号で記載しておりますが、1億2,933万1,000円の増、これは、フリーウェイ工業団地への企業立地決定によりまして、土地の売り払い料等の収入のものであります。

次に、寄附金の欄です。議案第1号におきまして、宮崎県東日本大震災被災者等支援基金に対しまして、県内市町村から被災地支援のための拠出金1億円を受け入れたものであります。

次に、繰入金の欄です。議案第1号におきまして、国の経済雇用対策等により積み立ててまいりました各種基金、また口蹄疫復興対策基金等を取り崩して各種事業を実施するために財源としたものであります。金額が9億3,809万9,000円の増額となっております。次に、議案第36号で、同じく繰入金の欄ですが、これは、財政調整積立金から繰り入れまして、また災害時の医療体制整備の財源として地域医療再生基金の取り崩し、合計で9,604万9,000円の増額となります。また、議案第40号で、海区漁業調整委員会

委員の補欠選挙実施のために必要な金額1,622万5,000円について、財政調整積立金を取り崩して繰り入れを行うものであります。これらによりまして、財政調整積立金については残高が66億円弱となります。今後、災害の発生等があった場合を考慮しますと厳しい状況かなというふうには考えているところです。

次に、諸収入であります。まず議案第1号で2億円の増となっておりますが、これは、河川災害関連事業に伴いまして、都城市から橋梁改修について受託——県のほうの事業を行うのにあわせて市の事業をやってほしいということを受け入れて実施するための受託費でございます。また、議案第36号で総合農業試験場における技術試験等の業務を受託しましたことに加えて、委員会でも御説明しました10月に発売しました口蹄疫復興宝くじの収益金が配分されたことによりまして、合計で7億9,157万4,000円の増額となっております。なお、口蹄疫復興宝くじの関係は後ほどまた御報告したいと思います。

次に、6ページをお開きください。引き続きまして、科目で国庫支出金であります。まず、議案第1号は、本年度に策定しました地域医療再生計画、拡充分になりますけれども、この計画に対します交付金を国から受け入れたことなどによりまして、31億5,621万3,000円の増額となっております。また、議案第36号では、国の補正予算、いわゆる3次補正ですけれども、第3号の国の補正予算の成立あるいは公共事業費の国庫補助決定等によりまして受け入れた金額36億8,173万1,000円の増額となっております。

最後に、県債の欄でございます。公共事業費等の財源として追加発行を行うものでありまして、議案第1号で3,260万円、議案第36号では27億6,290万円の増額となっております。

歳入に関しては以上でございます。よろしく
お願いいたします。

○柳田総務課長 総務課でございます。

議案第1号及び議案第17号の公の施設の指定
管理者の指定について御説明をいたします。

まず、議案第17号「公の指定管理者の指定に
ついて」、宮崎県東京学生寮についてであります。

議案書は89ページになりますが、常任委員会
資料で御説明いたします。委員会資料の12ペー
ジをお開きください。宮崎県東京学生寮の指定
管理者第3期指定につきましては、6月の常任
委員会で募集方針等の概要を御説明したところ
でございますが、第3期の指定管理者を指定す
ることについて、地方自治法及び公の施設に関
する条例の規定により県議会の議決を求めるも
のであります。

まず、1の指定管理者の候補者についてであ
りますが、東京都千代田区に本社を置くジャパ
ンプロテクション株式会社であります。平成18
年度から20年度までの第1期、及び21年度から23
年度までの第2期の指定管理者でもあります。

2の指定期間でございますが、平成24年4月1
日から平成27年3月31日までの3年間となりま
す。

次に、3の指定管理者候補者の選定について
であります。(1)の公募の状況につきましては、
本年7月5日から2カ月間募集を行いまして、
現地説明会には3団体が参加し、最終的には2
団体から応募がありました。

(2)の実施方法等についてでございますが、
申請書類に基づいて1次審査を行った後、指定
管理者候補者選定委員会において各応募者のプ
レゼンテーション及びヒアリングによる2次審
査を実施いたしました。なお、選定委員会の構
成は②のとおりであります。

次に、13ページをごらんください。(3)の選
定基準及び審査項目・配点につきましては、6
月の委員会で説明させていただいたとおり、①
の住民の平等な利用が確保されることなど、5
項目でございます。

次に、(4)の審査結果でございますが、①の
採点結果は、ジャパンプロテクション株式会
社が434.7点で1位となっております。②の選定理
由としましては、事業計画等から施設の運営管
理の能力を有していると認められること、「寮だ
より」の発行、入退室管理システムの運用、寮
生への心のケアに加えまして、今回新たに父母
の会の実施という新たな提案がなされておしま
して、これらが評価されたことによるものであ
ります。

最後に、4の指定管理料についてであります
が、3年間で2,588万9,000円となっております。

なお、今回の指定に伴いまして、債務負担行
為が生じますことから、議案書の7ページに、
議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予
算」で債務負担行為の限度額の設定もしてお
りますので、あわせてお願いしております。

今後のスケジュールにつきましては、指定管
理者指定の議決をいただきましたら、指定の告
示を行いまして、次年度当初に協定の締結を行
うことにしております。

説明は以上でございます。よろしくお願
いいたします。

○桑山人事課長 人事課所管の議案について御
説明いたします。

お手元の委員会資料の9ページをごらんく
ださい。議案第5号「議会の議員その他非常勤
の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例」についてでございます。

1の改正理由でありますけれども、障害者自

立支援法の一部が改正されたことに伴い、関係する規定を整備するものでございます。

次に、2の改正の内容であります。この条例の第10条の2の中で、用語の定義といたしまして、この法律の第5条の項を引用しております。具体的には、2の(1)の改正条例第1条のところにありますが、「障害者支援施設」という言葉と「生活介護」という言葉を用いていますが、この用語について、それぞれ法律の第5条の第12項、第6項に定義がされておりますので、これを引用しておりますが、今回、法律のほうで改正されまして、第4項という項目が入りました関係で項の番号が後ろにずれますので、条例の改正を行うということでございます。また、(2)の改正条例の第2条でありますけれども、同じ法律の第5条の改正が時期をずらしてもう一回行われておまして、第8項という項が削除となります。このため、影響を受けます障害者支援施設の引用条項の項を1つ前にずらすということでございます。改正内容は以上でございます。この改正に伴う条例の内容の実質的な変更はございません。

最後に、3の施行期日でありますけれども、2の(1)、(2)の改正条例1条、2条、それぞれ法の改正時期に合わせて施行することにしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○日隈財政課長 続きまして、財政課関係の議案について御説明したいと思います。

まず、議案第1号について御説明したいと思うんですが、別冊の資料で平成23年度11月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。この資料の3ページをお開きください。財政課の11月補正予算は、1億2,609万1,000円の増額をお願

いしております。この結果、補正後の予算額は1,011億5,436万6,000円となります。

5ページをお開きください。補正予算の内容について御説明申し上げます。(目)財産管理費の(事項)県有施設維持整備基金積立金であります。これは、県有施設維持整備基金という特定目的の基金がありますけれども、この基金に先ほど御説明しました1億2,609万1,000円の追加積み立てを行うものであります。第1号補正で先ほど歳入で御説明しました財産収入、フリーウェイ工業団地の用地売却等がありましたので、その剰余金につきまして、県有施設の基金に積み立てるというものであります。

もう一つ議案がございます。議案第32号ですけれども、委員会資料の14ページにお戻りください。本来、議案書のほうで御説明するんですけども——議案書では121ページになりますが——説明は委員会資料でさせていただきたいと思っております。議案第32号「当せん金付証票の発売について」でございます。これは、平成24年度、来年度に予定しております全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県の発売金額を定めるに当たりまして、当せん金付証票法という法律があるんですが、この第4条第1項の規定に基づきまして、議会の議決に付するものであります。これにより平成24年度の本県の宝くじの発売額は、前年度と同額になりますが、106億6,000万円以内とするものであります。

以上であります。どうぞよろしくお願いたします。

○鈴木市町村課長 市町村課の11月補正歳出予算につきまして御説明いたします。

お手元に歳出予算説明資料(議案第40号)が配付されていると思っておりますが、3ページをお開きいただきたいと思います。市町村課の補正予

算につきましては、1,622万5,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は30億336万3,000円ということになります。

補正内容につきまして御説明いたします。5ページをごらんいただきたいと存じます。(目)海区漁業調整委員会委員選挙費、(事項)海区漁業調整委員会委員選挙執行費でございます。1,622万5,000円の増額をお願いしておりますけれども、これは、海区漁業調整委員会委員に欠員が生じたため、委員の補欠選挙を執行する必要がございます、これに要する経費でございます。

詳細につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料で御説明いたしますので、資料の8ページをお開きいただきたいと思っております。まず、1の補正の理由についてでございます。去る11月27日、宮崎海区漁業調整委員会委員に死亡による1名の欠員が生じたことから、漁業法第93条第2項の規定による補欠選挙を執行するための経費をお願いするものでございます。

次に、2の選挙の概要でございます。(1)のとおり、海区漁業調整委員会は、漁民委員、学識経験委員、公益代表委員、計15名で構成されておりまして、漁民委員につきましては、選挙で選出するというようになっておりまして、この委員に1名欠員が生じているということで、今回、選挙が必要であるということでございます。(2)の選挙区についてでございます。海区に沿う5市5町、宮崎市から門川町まで記載しておりますけれども、全区域が1つの選挙区となっております。(3)の選挙権を有する者でございますけれども、海区に沿う市町に住所または事業場を有して、1年90日以上漁船を使用する漁業を営み、またはこれに従事する者となっております、(4)の選挙人名簿登録者数は、

平成22年12月5日現在で5,810人となっております。

次に、3の補正予算額でございますけれども、選挙執行費として1,622万5,000円でございます。その内訳といたしまして、投票用紙等の印刷や資材購入などで県が執行する経費が316万7,000円、投・開票所経費、事務費として市と町へ交付する交付金が1,305万8,000円でございます。

なお、選挙期日につきましては、来年1月10日告示、1月19日(木)に投票を予定しております。

歳出予算の説明は以上でございます。

続きまして、常任委員会資料の10ページをお開きいただきたいと思っております。議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。県では、住民に身近な行政サービスはできる限り住民に身近な市町村で担うということを基本にしておりまして、市町村への権限移譲を推進しているところでございます。今回、地方自治法の改正及び地域主権改革第2次一括法の公布に伴いまして、当該条例に基づく市町村への権限移譲事務の一部を削除する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

まず、1の財産区に関する事務についてでございます。(1)の改正理由としましては、地方自治法の改正に伴いまして、財産区の財産処分等の知事に対する協議義務が廃止されたことによりまして、当該条例に基づく権限事務から削除するものでございます。なお、県内の財産区は現在、宮崎市大字折生迫財産区が1つございます。続きまして、(2)の削除される事務の内容についてでございます。財産区の財産処分に係る協議及び同意に関する事務と、財産区の住民に対して不均一課税等をする場合の協議及び

同意に関する事務の2つでございます。(3)の施行期日につきましては、改正条例公布の日としております。

続きまして、2の町・字の区域の変更等に関する事務でございます。(1)の改正の理由としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第2次一括法の公布に伴いまして、地方自治法に基づく町または字の区域の変更等に関する事務が県から市町村に法令移譲されるため、当該条例に基づく移譲事務から削除するものでございます。

(2)の削除される事務の内容につきましては、市町村区域内の町または字の区域の変更等に係る届け出の受理に関する事務と、この事務に係る告示に関する事務の2つでございます。現在、当該条例に基づきまして、既に18の市町に権限移譲しておりますが、今回の改正に伴いまして、すべての市町村で自治事務として取り扱うこととなります。(3)の施行期日につきましては、平成24年4月1日としております。

市町村課の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○金井危機管理課長 危機管理課の補正予算につきまして御説明いたします。

平成23年度11月補正歳出予算説明資料の7ページをお開きください。危機管理課の補正額は1億326万6,000円の増額でありまして、補正後の額は19億7,217万8,000円でございます。

9ページをお開きください。(事項)防災対策費1億円の増額であります。これは、宮崎県東日本大震災被災者等支援基金設置事業1億円の増額であります。これは、ことしの6月補正で予算化して設置いたしました同基金に対しまして、10月に県内の市町村からまとまった額の

寄附の申し出がなされたところであり、当該寄附金を基金に繰り入れるために補正を行うものでございます。

次に、(事項)国民保護推進事業費326万6,000円の増額であります。これは、説明欄にありますように、武力攻撃事態などにおける国民の保護の推進に要する経費でありまして、具体的には国民保護訓練の実施に要する経費でございます。国民保護訓練につきましては、国との共同訓練として、国——消防庁でございますが、10分の10の交付金により実施いたしますが、先般、交付決定がなされたことに伴いまして、計上しているものであります。具体的な訓練内容につきましては、現在、消防庁や警察、自衛隊などの関係機関と調整しているところでありますが、現段階では、来年1月下旬に県庁を会場として国民保護対策本部の運営などを行います図上訓練として実施する予定であります。今後、訓練の詳細が決定しました段階で委員の皆様方にも御案内を差し上げたいと考えておりますので、当日御参観いただければと考えております。

私からは以上であります。よろしくお願いたします。

○山之内消防保安課長 消防保安課でございます。

常任委員会資料に返っていただきまして、11ページをお願いしたいと思います。議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由についてであります。火薬類取締法などに関する事務につきまして、希望いたします宮崎市に権限を移譲するため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容(権限移譲する事務)についてであります。1の火薬類取締法に関

する事務についてでございます。打ち上げ花火の製造、工事現場の発破作業に使用しますダイナマイトなどの火薬類の販売営業、また火薬類を貯蔵するための火薬庫の設置、こういったことを行おうとする者からの申請等に対しましての許可に関する事務など、50の事務でございます。

次に、(2)の火薬類取締法施行令に関する事務についてであります。工事現場の発破作業に必要なダイナマイトなどの火薬類を販売店から購入するときに必要な譲受許可証や、発破作業が終了して余りましたダイナマイトなどの火薬類を販売店に返却するための譲渡許可証、これらの返納を譲り受けや譲り渡しの終了後に受理をする事務でございます。

次に、(3)の火薬類取締法施行規則に関する事務についてであります。打ち上げ花火の製造施設や火薬庫が基準どおりに完成していることを証明する完成検査証の交付や、年1回実施いたします保安検査の結果、製造施設や火薬庫が基準どおりに維持されていることを証明する保安検査証の交付など、7つの事務でございます。

3の施行期日であります。平成24年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○山下委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありますか。

○鳥飼委員 まず、歳入からお尋ねします。先ほどの説明のところ、委員会資料では5ページになるかと思えます。財産収入のところですけども、フリーウェイ工業団地売却と財産貸付収入、ちょっと少ないんですが、156万円というので、1億2,933万1,000円ということになって

いるんですけれども、土地開発公社が土地を造成して、資金を入れて、土地開発公社には迷惑はかけないということで、ようやく売れた部分だろうと思うんです。結果的に1億2,777万1,000円が県の金庫に入ることだろうと思うんですけれども、そのあたりの経緯を含めて御説明をお願いいたします。

○日隈財政課長 売却の関係の議案についてはもう一つ別に議案がありまして、商工建設常任委員会のほうで今、審議をさせていただいております。経緯について私のほうから概要ということで御説明したいと思えます。今、鳥飼委員からございましたとおり、従前、フリーウェイ工業団地については土地開発公社のほうで所有しておりまして、企業立地等に伴って売却を行っていくということで対応してまいりましたけれども、土地開発公社が廃止ということになりましたので、フリーウェイ工業団地の工業用地につきましては、県のほうで昨年度の予算で買い取りまして、土地開発公社で対応していただいていたものを一応県のほうに引き受けまして、一たん買い取りを行っております。所管は商工観光労働部になりますけれども、県の所有地ということになっております。

経緯ということで、多分、評価の関係も含めてということだろうと思えますけれども、当初、造成した時点では今より恐らく3倍ぐらいのお値段じゃなかったかと思えます。買い取りまして、再度、不動産鑑定しまして、評価し直しまして、おおむね3分の1程度だろうと思えますけれども、価格を下げまして、現在、土地の売却というか、企業誘致に努めているというところであります。今回は四位農園さんが一番大きいんですけれども、もう一つ小さいのでミートインフォメーションネットワークというのもご

ざいまして、両方合わせて1億2,777万1,000円ということでございます。四位農園さんの調印に基づきまして、仮契約で1億1,000万円余の売却ということで、これは財産の売り渡しの関係が大規模になりますので、今、議案ということで、先ほど申し上げたとおり、今回の議会に付しているところです。したがいまして、議会の議決が得られてから正式に売り払いということが入ってきますけれども、それまでの間は貸し付けを行っておりまして、その分が、ここの記載で財産貸付収入156万というのは、同じく四位農園さんに現在貸している形になっております。以上です。

○鳥飼委員 わかりました。あと数区画残っていますね。これは29億か何かで土地開発公社から買った、1年か2年ぐらい前だったと思うんですけども、買った分ですが、あと残っている区画を単純にこれで売れたと仮定したときに、今、資料がなければいいんですけども、大体どれぐらい歳入として入ってくる予定でしょうか。

○日隈財政課長 正確な数字は私、お答えできませんが、先ほど申し上げたとおり、約3分の1で計算しますと、鳥飼委員おっしゃったとおり、当初の金額が大体28億ぐらいだったと思いますので、3分の1ぐらいだとすると10億程度ということで、売れた分を除きますと恐らく5億から7～8億ぐらいの金額——全部売れたら、今の価格で売れたらそれぐらいの金額なのかなと思います。

○鳥飼委員 ややこしい質問をしまして済みません。ありがとうございました。

では、歳出をお尋ねしたいと思いますが、財政課のところから、県有施設維持整備基金の積み立てということで、フリーウェイ工業団地の

剰余金というような御説明があったと思います。1億2,609万円ということで、補正後の額は1億2,819万ということで、ほとんど積立金はない現状なんですけれども、そもそも県有施設維持整備基金積立金、整備基金の目的はどのようなものであるのか御説明をお願いいたします。

○日隈財政課長 まず、県有施設維持整備基金の関係ですけれども、この基金は、全く新しく建てる庁舎関係とか、いわゆる県有施設の関係に使うものではなくて、現在あるものを建てかえるであるとか、維持補修とか、そういった整備経費に充てるための基金であります。性質的なものとして、そういう基金でありまして、今回、今申し上げたとおり、財産収入が1億2,900万余ございました。この中から第1号補正予算で必要となりました一般財源が300数十万かかりまして、残ったお金が1億2,600万余ということでありましたので、同じ県有資産であるということで、この分は県有施設維持整備基金の積み立てとさせていただいたところでありまして。今後とも、防災対策の観点等から多額の維持整備経費がかかるものと考えておりますので、そういった経費に充当させていただきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 財政課長としては、どれぐらい積み立てておれば大丈夫かなというのは何かございますか。

○日隈財政課長 個人的に言えば、建物がかなり老朽化してきておりますので、何ぼあってもいいんですけども、幾らというめどはございません。

○鳥飼委員 わかりました。

それでは、その他の議案のところでお尋ねをしたいと思います。まず、順番にいきますが、消防保安課で御説明いただいたんですけども、

今度、事務処理の特例に関する条例の一部改正条例で宮崎市に権限移譲をとということであります。権限移譲交付金について少額過ぎるんじゃないかとかいろいろあったり、意見があっているんですけども、もし資料を手持ちでしたら、例えば高い花火の製造の許可に関する事務というのがありますね。この製造許可の事務そのものは、これまでは県がやっているわけですけども、簡単でいいですけども、どのような事務なのか、交付金はどれぐらい——宮崎市としてはこの事務を受ければ、50事務と7事務とあるんですけども、1事務当たり、例えば花火の製造許可に関する事務では1件当たり2,500円とか、そういう額で積み上げるということになるだろうと思うんですけども、もしおわかりでしたら。

○山之内消防保安課長 ただいま御質問ありました件で、例えばここで言います煙火の製造の許可、これに関しましては、宮崎市が担当になりますと、申請者のほうから手数料を徴収することになっておりまして、国の政令のほうで標準額が定まっております。これによりまして、手数料が*26万1,000円だと思います。完成検査も伴いますが、すべての事務をしたときにこれだけの手数料が入ってくるというようなことかと思えます。

それと、今の御質問の件で、例えば宮崎市に権限移譲しますけれども、50事務が対象となるんですけども、すべての事務が現実には発生するという事は、なかなかそういうわけではございません。22年度の例でいきますと、宮崎市が仮に権限移譲を受けていたとすればどれぐらいの事務が発生したかとしますと、火薬類の譲受許可というのがございまして、宮崎市で16件あったということでございます。50事務移譲し

ていても、現実には宮崎市で16件あったということでございます。そして、これにつきましては、それぞれ手数料がございまして、仮にこの実績でいきますと、10万1,400円の手数料収入となるということでございます。加えて言いますと、御案内のように、権限移譲交付金がございまして、例えば仮に来年移譲しますと、1万円の均等割交付金と初年度のみ準備交付金が1万円というような歳入になってくるということでございます。以上でございます。

○鳥飼委員 ちょっと長くなるかもしれませんが、このぐらいで終わりたいと思います。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてということでお尋ねをします。東京学生寮のジャパンプロテクション株式会社、高山さんは日南市出身の方だったと思うんですが、現地説明会には3団体、応募団体数が2団体ということなんですけれども、どういう方たちが現地説明会に来られたのか、そして応募団体のもう1団体はどういう団体なのかということの御説明をお願いいたします。

○柳田総務課長 現地説明会を7月22日に行いました。その際に3団体が来ておりまして、1つがジャパンプロテクションで、あと2団体、1団体が総合ビルメンテナンスの会社、もう1つが企業の福利厚生を管理を行う会社ということで、3団体が参加をされております。その後、応募されたのが、ジャパンプロテクションともう1社の総合ビルメンテナンスの会社ということになっております。

○山之内消防保安課長 先ほどの回答で1点訂正させていただきたいと思えます。施設の製造の許可の件で金額の件でございましたが、先ほど私は答えました金額はダイナマイト等の製造

※このページ右段に訂正発言あり

の話でございまして、花火等につきましては、手数料22万円に訂正させていただきます。

○鳥飼委員 わかりました。いずれにしても、これは宮崎市が希望したものでしょうけれども、危険物を扱う業ですから、どこでもここでもというわけにはいかんと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

学生寮に戻りますが、この中で、県民政策部でもお話をしたんですが、東京学生寮ですから、東京にあるから県外の業者の人がということにならざるを得ないと思うんですけども、基本的に公の施設の指定管理、ここに手を挙げる——先ほどの男女共同参画センターについても鹿児島県の業者が現説に来ていたということで、結局、男女共同参画推進機構が1者だけということだったんですけども、県内に今、100ぐらい指定管理がありますね。県外の業者の人たちが手を挙げてくるということも十分考えられるんですけども、そのときに対する、宮崎県として県内業者を育成するという考え方で選定基準や審査項目や募集基準、そういうところでの差というものが設けられているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○大坪行政経営課長 指定管理者全般に関することですので、私のほうからお答えさせていただきますが、この制度を導入する前の平成17年3月に、県のほうで指定管理者制度の導入に関する指針というものを作成いたしております。その中で、資格要件の標準例といたしまして、宮崎県内に事業所もしくは事務所を有するとか、あるいは設置しようとする法人、そんなふうな標準例を示しまして、それぞれの指定管理者を所管するところでどのような具体的な要件設定するかというのを検討していただいております。実際にそれぞれどんなふうな評価をするかとい

うことに関しましては、それぞれ施設ごとに選定委員会を設置しまして、その選定委員会の中でいろいろ具体的な項目に関してどんなふうな点数配分をするとかいうのを定めております。ただ、委員がおっしゃいましたように、県内に本店を持っているからどうのとか、県内に営業所しかないからどうのとか、そういうことでの点数上の差というのは現状ではございません。

○鳥飼委員 そこで、行政の外部化というのがかなり進んできているんですけども、それに予算もかなり割かれている現状があります。本会議でも議論いたしましたけれども、地域経済循環システム、総論は賛成ですと、しかし実態は違いますよということでは困ると思ひます。今の行政経営課長の御説明をお聞きしますと、それでの区分というのがほとんどない状況だと思ひます。そうすると、参入はどちらかといえばほとんど自由になっているのではないかと——今のところ県外の業者がというのは、東京学生寮は東京にありますからやむを得ないと思ひますけれども、ほとんど県内の事業者ということになっているんですが——そういう地域経済循環システムという考え方に沿った取り決めなりを、内部の事務の進め方なりを定めていくべきじゃないかなと思ひますが、その辺の御意見をお尋ねしたいと思ひます。

○大坪行政経営課長 それこそ県内にある公の施設ですから、県内の業者がとるということは一つ重要な視点だろうと思ひます。ただ一方では、やはり公正な競争といひますか、よりよい施設の維持管理をしていただく、運営をしていただくという観点からいひますと、県内に本店を持っている業者に限定をするというところまではどうかなという感じがいたしておりますの

で、今、標準的に示していますように、県内に事業所もしくは事務所を有するという対応はできるんじゃないかなというふうに考えているところがございます。参考までに、今回、東京学生寮だけは東京に本社を持つ業者ですが、そのほかの指定管理施設につきましては、現状ではすべて県内に本店を持つ会社ということになっております。

○鳥飼委員 建前はそういうことでやってきて、実態的にもなっているからまだ今はいいと思うんですけども、やはり公正公平なということで、それを前面に押し出していくと、結局、県内の業者は非常に少なくなって、いなくなってくるという空洞化を招くおそれもあるわけですから、行政経営課のほうで担当しておられるところですから、そこは十分議論しておいていただきたいと思うんです。

そして、もう一つは、これまでも何回も申し上げてきましたけれども、県の行政施策としてやってきたことを指定管理者制度にのっけていくという事業もあるわけですね。県の行政を推進するためにそういう団体を県がリードしてつくったわけですから、直営に戻すこともあり得る、指定管理者を続けることもあり得るということで、取り扱いがそういうふうにしてできていくような方策を考えておかないと、いざとなったときに困るんじゃないかなと思うんです。私がよく例に出すのは――芸術劇場が指定管理者になったときに、県内の働く人を使うでしょうということで、吉本興業が手を挙げたら吉本興業にやらせますかと。それはやはりおかしいんじゃないですかということで、そういう定めなり取り決めなりを定めておくべきじゃないかという問題提起を当初からこれまでもしてきているんです。

自動販売機のことを本会議で申し上げましたけれども、総論的にはそういうことであっても、実態的には中身は違うようになっているんです。自動販売機のことでは、県内の業者の枠をつくっていますよというようなことを挙げて言っておられますけれども、県内業者の中で扱っているところは、例えば大手のビール会社であったりとか、お茶の会社であったりというところが入ってきているということで、実態的にはそういうふうになっていない部分もあるわけです。ですから、後になってこれはというようなことにならないように、十分その議論をしておいていただきたいというふうに思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○宮原委員 宮崎海区漁業調整委員会委員補欠選挙に係る予算ということで、金額としてはここに挙げてあるんですけども、1名欠員ということでも補欠選挙をやらなければならないんですか。

○鈴木市町村課長 通常、選挙で選ばれますので、法定得票数を獲得された次点の方がいらっしゃった場合、こういう場合については繰り上げということで選挙はないんですけども、たまたま海区漁業調整委員会の選挙がずっと無投票ということになっていたものですから、次点の方がいらっしゃらないということで、欠員があるということで今回選挙するというところでございます。

○宮原委員 選挙区が、書いてあるような大変広い選挙区になりますけれども、選挙区を分けるとかということではないんですか。そういうところもあるんですか。

○鈴木市町村課長 漁民代表者の委員は10市町を1区としまして、そこで選挙を行うということになっておりますが、実態的には、委員の中

身を見ますと、それぞれ地域ごとに出られるような状況になっているという状況でございます。

○宮原委員 わかりました。

○前屋敷委員 歳入の関係ですけれども、議案第1号の中の寄附金のところですが、市町村からの寄附金ということで基金に積み立てるということになっているんですけれども、1億円ということなんです、これは宝くじの市町村の積み立ての中から出ているという内容ですか。

○金井危機管理課長 寄附金につきましては、東日本大震災被災者支援基金の中の一部ということで、市長会、町村会、ここから合わせて1億円をこの基金の中にいただいているというところでございます。

○前屋敷委員 基金に積み増しするのはいいんですけれども、原資の出どころといいますか、その辺のところの御説明をお願いします。

○鈴木市町村課長 今回の寄附金の1億円につきましては、東日本大震災が発生して県も基金をつくったり、NPOがボランティアをやったりということで、県民総力戦といいますか、民間の方の寄附金も1億円近く基金のほうにいただいておりますので、県と市町村も一体となって連携しましょうということをお願いした経緯がございます。そこで、県内26市町村ございませけれども、財源をどういう形で捻出するかということになりますと、例えば各市町村ごとで人口も違いますし、財政力も違います。そうした中で一番いいのは、市町村振興協会に宝くじの益金を受けた基金がございませるので、そこから1億円、県のほうに寄附したほうがいいんじゃないかという市長会、町村会の合意がございまして、今回、市町村という26団体をまとめて基金のほうに1億円寄附をいただいたという経緯でございます。

○前屋敷委員 振興協会は性質上そういうのができるのかどうか。

○鈴木市町村課長 公益財団法人宮崎縣市町村振興協会ですが、ここは従来、市町村が行う公共施設等の整備や県内の災害対策、そういう事業の資金の貸し付け、職員の研修等をやっております。今回の東日本大震災ということに対する事業については定款上、明確な規定はないんですけれども、その他必要な事項という中で、今回、東日本の被災者の方々に市町村みずから何か手だてなり支援をしたいという思いがありまして、市長会、町村会からの要望に基づきまして、振興協会が今回抛出する運びになったということでございます。

○前屋敷委員 市町村も含めての合意を得て進めたということですね。

○鈴木市町村課長 そのとおりでございます。

○前屋敷委員 もう一ついいですか。第7号、事務処理の特例に関する条例ですけれども、財産区に関する事務で先ほど事務の移譲のところ、財産区というと宮崎市の折生迫の財産区ということでしたが、県内ではここ1件だけとさっきお話しになった——ここだけですかね。

○鈴木市町村課長 ここにつきましては、宮崎市の折生迫財産区1件のみでございます。

○前屋敷委員 県の権限から外れて、これは宮崎市がすべて取り計らうということになるわけですね。

○鈴木市町村課長 これは権限移譲を既に特例条例の規定で移譲しておりますけれども、今回、法律の改正によりまして、そういう県の関与が削除されるということで、実態は変わりません。

○前屋敷委員 わかりました。

○右松副委員長 資料5ページですが、財政調整積立金を繰り入れ等してございまして、財政課

長のお話で今、残高が66億円というふうな話がありました。財政関連2基金で――県債管理基金の現在の残高を教えてください。

○日隈財政課長 今回、3つの補正がございましたけれども、現計としまして、補正予算を入れ込んで財政調整積立金の残高が65億7,704万円でございます。県債管理基金が319億1,079万1,000円、財政2基金合計で384億8,783万1,000円の予定でございます。

○右松副委員長 わかりました。

○山下委員長 なければ報告事項に入りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○柳田総務課長 それでは、常任委員会資料の15ページをお開きください。防災拠点としての県庁舎のあり方の検討結果について御報告させていただきます。また、別冊で報告書を配付させていただいておりますので、あわせてごらんください。この報告書は、庁内の関係課長で構成する検討委員会で調査検討を行った結果を取りまとめたものでございます。

まず、1の災害時における活動体制についてであります。(1)の災害対策本部の設置と組織ですが、災害対策本部の組織は、宮崎県地域防災計画に基づき、知事を本部長として全庁挙げた編成を行うこととされております。また、(2)の災害対策本部の設置場所につきましては、危機管理局が入居する県庁1号館に設置することとされております。

次に、2の災害対策本部が置かれる1号館の現状と課題であります。(1)の建物の老朽化・耐震性能の状況ですが、まず現状につきましては、災害対策本部が置かれる1号館は築後49年を経過しており、柱やはりの構造体や電力や給

排水の設備機器などの老朽化が進んでおります。また、耐震性能につきましては、耐震補強によりまして建築基準法に基づく耐震性能は確保されておりますが、震度6強もしくはそれ以上の大地震が発生した場合、倒壊する危険性は低いものの、ひび割れ等によりまして業務での使用が困難となる事態が懸念されております。次に、課題であります。国土交通省の官庁施設の総合耐震計画基準によりますと、災害対策の指揮、応急活動に必要な施設のうち、災害拠点となる中核的施設につきましては、I類の分類で一般官庁施設の1.50倍の耐震性能が必要とされております。これは、大地震動後に柱やはりなどの構造体の補修をすることなく執務室として使用できる耐震性能ということでありまして、

次に、16ページをお開きください。(2)の災害対策の活動スペースや設備の不足であります。まず、現状につきましては、1号館は各階のフロアが狭いため、災害対策関係諸室の床面積が十分でないという問題があります。下の表をごらんいただきますと、現状でスペースが不足している災害対策関係の諸室は、例えば知事や各部局長が参集する災害対策本部会議室ですが、現状は50平方メートルですが、必要面積は250平方メートルで、不足面積が200平方メートルとなります。また、関係機関調整会議室等の諸室が整備されていないことに加えまして、大規模受水槽や汚水槽等の整備も未整備の状況であります。こうしたことから、課題としましては、未整備の会議室を初め、十分な活動スペースを確保するとともに、大規模受水槽等の設備の確保が求められております。

次に、(3)の災害対策関係部署の分散化であります。現状につきましては、危機管理局や県土整備部は1号館に配置されておりますが、知事

の執務室を初め、県民政策部や総務部は本館に配置されておりまして、災害応急や復旧・復興の対策を所管する部局が分散化しております。こうしたことから、課題につきましては、防災拠点としての機能を発揮するためには、これらの部署等を可能な限り同じ庁舎内に集約配置することが求められております。

次に、17ページをごらんください。3の先進県の防災拠点となる庁舎整備の状況であります。今回、建設済みの栃木県と建設中の山梨県、長崎県の現地調査等を行い、その結果を取りまとめました。概要につきましては、表のとおりであります。(1)の建物の耐震性能の状況であります。新庁舎につきましては、計画段階も含めまして、3県とも通常の1.5倍の耐震性能を有しております。(2)の災害対策の活動スペースや設備の状況であります。栃木県は災害対策関係諸室を8階の同一フロアに集中配置しておりまして、山梨県、長崎県も集中配置する予定であります。また、3県とも屋上ヘリポートや非常用汚水槽等を整備済みまたは整備予定であります。(3)の災害対策関連部署の配置状況であります。栃木県、長崎県は、行政棟に災害対策関連部署を初め全部署が入居または入居予定であります。また、山梨県も、防災新館に災害対策本部に加えまして県土整備部の治水課、砂防課等の部署が入居する予定であります。

次に、18ページをお開きください。4の防災拠点の整備方策の検討であります。防災拠点として必要な機能及び先進県の状況を踏まえまして、検討を行いました。まず、(1)の1号館の耐震補強についてであります。防災拠点として通常の1.5倍の耐震性能を確保するためには、耐震壁や耐震ブレス(筋交い)を各所に入れる必要がありますので、執務室が狭くなったり、

執務室としての使用ができなくなる可能性があります。また、老朽化した電気・機械等の設備の大規模かつ抜本的な改修や更新等が必要となります。

次に、(2)の他の庁舎への移転についてであります。本館や3号館、4号館等への移転の検討を行った結果、次のような3つの問題点がありました。①は、いずれも防災拠点として必要な通常の1.5倍の耐震性能を有しておらず、耐震補強が必要であります。また、②は、1号館より床面積が小さいため、危機管理局や県土整備部等のスペースが確保できないことでもあります。さらに、③は、災害対策関連部署や県民政策部、総務部が移転前と同様に分散化し、問題を解消できないことでもあります。

これらを踏まえまして、検討結果として(3)の検討委員会としての案を出しております。総合的に判断しますと、新たな負担は生じるものの、災害時において県民の生活や財産を守るためには、十分な耐震性能を有し、災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施できる防災拠点施設を新たに整備することが適当であるということでもあります。また、想定される建設場所につきましては、できるだけ早期に防災拠点を整備する必要があることなどから、用地取得を伴わない本庁域の敷地が望ましいということでもあります。具体的には、外来者第1駐車場敷地や旧自治学院跡地が候補地として想定されます。さらに、施設規模につきましては、入居部署としては危機管理局や県土整備部に加えまして、知事の執務室や県民政策部、総務部が想定されます。また、階層につきましては、航空法による建物の高さ制限、53メートルというのがございます。こういったものを考慮しますと、地上12階程度が上限として考えられます。以上のこと

を考慮しますと、約2万平方メートルの延べ床面積が必要になると考えられます。

最後に、5の今後の取り組みについてであります。この防災拠点施設の具体的な内容につきましては、今後、民間の有識者等を含む検討委員会を設置いたしまして、調査、検討を行う必要があると考えております。

説明は以上であります。

○日隈財政課長 財政課からは2点御報告させていただきますと思います。

引き続きまして、委員会資料の19ページをお開きください。1点目が平成24年度当初予算（一般会計）の要求状況についてでございます。予算編成過程の公表ということで、昨年度、事務事業の見直し状況について、予算要求の段階で前倒ししまして、公表させていただいたところでございますけれども、今回、これまで2月上旬に、当初予算編成後に2月に公表してございました一般会計に係る当初予算の要求状況というタイトルで3つの内容——19ページにあります部局別の要求状況、20ページにあります2の款別要求状況、21ページの3の性質別要求状況という3つの項目——でまとめまして公表しましたので、報告いたしたいと思っております。

それぞれの表におきましては、Aの欄に平成24年度、来年度の当初予算の要求額、Bの欄に23年度6月補正後、いわゆる肉付け予算、本格予算の額、そして右端の欄に対前年度比ということで、一番下に合計を記載しております。現時点では、本年6月補正後の予算額と比較しまして、各部局からの、例えば1の部局別で申し上げますと95.7%の要求となっているところです。なお、昨年度の予算編成の作業の中でこの時点の額ということで2月に公表していたのでは、要求段階では89.5%ということでありまして、

今年度6%ぐらいふえているような形になっております。

なお、この数値はあくまでも現時点の要求状況でございますが、表の下の欄に米印で1と書いてあるんですが、まず①として、国の平成24年度予算の概算要求組み替え基準で示されました「日本再生重点化措置」——首相特別枠みたいな形ですけれども——これに係る関連予算は含まれておりません。また、②で書いてありますが、議会でも御審議いただき、御質問等にも出ました国の経済対策で設置された「妊婦健康診査支援基金」あるいは「ワクチン接種緊急促進基金」等、まだほかにもあるんですけれども、そういったもののうち今年度末で廃止される基金で実施されてきた事業に係る平成24年度以降の対応関係の予算、これについても取り扱いが全く決まっておりませんので、そういった関連予算についても含まれておりません。また、③といたしまして、本県の予算編成方針で示されました公共事業費の特別枠、「地域経済活性化枠（仮称）」でございますけれども、こういった今後の検討に係る部分の予算等については含まれていないもので、甚だ恐縮なんですけれども、現時点の数値ということで一応計上しております。

また、そのほかでも、国のほうで検討されている制度改正等に伴う必要な予算措置につきましては、本県におきましても予算編成の中で検討、対応していくということになりますので、現時点でのこの予算要求には全く含まれておりません。

財政課としましては、今後の国における税制改正やあるいは地方財政対策、こういったものに伴います県税及び地方交付税等、いわゆる歳入のいろんな項目について見きわめ、計上等を

検討してまいりますので、こういったこと、あるいは国の予算編成の動向はしっかり踏まえながら、これから1月いっぱいかけまして、各段階における予算査定作業を通じまして、より効率的で効果的な予算編成、こういったものができるよう努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

続きまして、2点目の御報告です。最後のページの22ページをお開きください。口蹄疫復興宝くじの収益金についてでございます。これまで何度も口蹄疫復興宝くじの販売結果等につきましては御報告してまいりましたが、最後になります、去る11月18日になりますけれども、本県に対しまして、収益金ということで納付がありました。今回の補正予算でも計上させていただいております。その結果についてでございますけれども、まず、1の発売額50億円に対しまして、2の売上額、最終的に23億7,791万5,600円でございます。そして、この額から当せん金あるいは発売経費等を差し引いた残り、収益金ということになるわけですが、この収益金の額が10億7,857万3,670円となりまして、そのうち内訳として本県への配分、72%分ですが、7億7,657万3,043円ということで、この金額の配当があったということになります。なお、この収益金につきましては、今回の補正予算で計上しておりますけれども、宮崎県口蹄疫復興対策基金の財源として充当しまして、積み立てということでさせていただいております。補正は別途そういうことで計上させていただいておりますので、今、環境農林水産常任委員会のほうで審議を行っていただいているということでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項についての質疑はありませんか。

○宮原委員 防災拠点としての県庁舎のあり方ということで、こちらのほうに資料もいただいているんですが、長崎県の整備に関する検討の経緯というのを見ると、平成元年ごろから基金の積み立てをして、実際まだそれでも状況的には今からということですね、計画という段階ですから。平成23年2月に着手することを表明しているところですから、これでいくと基金を積み立てだしてから20年かかっているということですね。県としては、あり方という形でこういうふうにまとめておられると思うんですけども、仮に構想を打ち出してからやっぱりのぐらいの期間というのは通常どこの県もかかっているんですか。

○柳田総務課長 長崎県の場合は、もともとが議会棟、警察棟すべてをとというような全庁舎の移転、建てかえ、そして場所を移しての計画ということで時間がかかっているというふうに聞いております。他県の状況をお聞きしますと、普通の何棟か建てるという場合については10年ぐらいでできているというようなことございます。今回、調査をいたしました山梨県につきましては、6年ぐらいで今の状況になっているということですので、1棟だけ建てるということであれば、こんなにかからないというふうに思っております。

○宮原委員 言われるように、どうしても今の状況じゃいかんということになると、6年ぐらい先を見据えて建設しなければならないということなんです。ただ、財政的な問題も出てくるというふうに思うので、簡単に6年で建ちますという話ではないというふうに思うんですけども、この前の震災とか、そういったことを

考えると、拠点となるところがなくなるようじゃ始まらないということでしょうから、やはりなるべく早くという方向になりますね。もう言ったってしょうがないでしょうから。

○星原委員 関連なんですけど、17ページの表を見て、山梨県の場合はPFI契約ということになりますね。建てておいて、毎年、家賃方式で払い込んでいけば、できないことはないの、基金を積んでからという方式よりは早くできるんじゃないかなというふうに思うんですが、この中で調査されているということは検討されているというふうにとっていいんですね。

○柳田総務課長 今回はPFIの具体的な検討までは行っておりませんが、おっしゃったように山梨県ではPFIを使って、民間の金融とか、そういう専門性を生かしてやるということです。民間のほうで資金を投じられて、県のほうは割賦払いというような、簡単に言うとそういうことになりますので、その方策についても今後あわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

○星原委員 検討されるんでしょうけれども、私は今回の東日本大震災の状況を見て、全国的にいろんな形でやっていって、一番肝心の庁舎の危機管理のところをそういう中身であれば、ある部分は先行投資みたいな形でやるとすれば、そういう形でやっていけば、民間の資金を使ってやるわけですから、できないことはないと思います。十分そういうことを検討材料に挙げて今後判断されるといいのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○日隈財政課長 今、星原委員のほうから建設費のPFI方式等のお話がありましたので、補足して、総務課長に加えて私のほうから御説明したいと思います。実際、建物の建設云々がま

だ決まっておりますけれども、基本的にどれくらいの設備をやるかということで、PFI方式という方式がございます。一方、県が直接やる場合には、どういった内容かによっては国の補助事業の導入であるとか、あるいは県債の活用によっては一部交付税措置があるとかないとかいうような見きわめもしていく必要があるかと思っておりますので、その上でどういった方式をやるかということで検討していくのかなとは思っております。PFIの方式でいいのは、まず、建設費用の圧縮がかなりかかるのかなという点はあるかと思っております。逆に、利率の分というのはある程度PFI会社のほうも取られますので、そこらあたりどれくらいマージンとか、取られるかというところを含めて考えていくことと、またその場合は、今申し上げたような補助事業であるとか、県債になりますけれども、地方債の活用等、あるいはそれに付随する財政措置、そういったものを見きわめて対応していく、建物自体のいろんな機能がどういったものをつくか、そういったものと、あるいは面積とかいろんなものを含めて、また財政のほう、お金のほうではまた検討させていただきたいというふうに考えております。

○宮原委員 さっき言えばよかったんですが、1号館をとということなんですけれども、報告書の7ページを見せていただくと、4号館が41年経過、7号館が47年経過、8号館が40年経過ということになっていますね。ずっと考えていてもしょうがない、財政がないといたらそこまですということになるんですけれども、なるべく早くしないと、次から次に財政はなおさら厳しくなってくるということを考えると——いろんなことを考えてなるべく早く踏み切らないと、ずるずるといってしまうと、一遍に全部建てか

えないかんという、それこそ大変なお金が必要ということになるのかなと考えます。お金のことが非常に心配ではあるんですけども、やっぱり決断するときは決断しないと、拠点がなくなるということになるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山下委員長 今ので答弁はないですか。総務部長、ないですか。

○稲用総務部長 指されて言うようではいけないんですが、おっしゃったように、庁舎の中心のところ——こういう例を出しては申しわけないんですけども、福島県は建てかえの計画があったんですけども、その前にやられて隣に、いわゆる間借りをして、防災の拠点のところがあると。こういう言い方をしては語弊があるかもしれませんが、そういう形にはならないようにしないといけないだろうということを考えています。そして、全体的なことをやらないといけないんでしょうけれども、これだけ建築年数がたっていますと、その中でも特にやっぱり防災の拠点になるところをできるだけ早目に。今、星原委員からも御指摘がありまして、いろんな手法を財政課長もお答えしましたが、検討委員会の中でそういう財政的な問題も含めてどういう形でやるのが一番負担がないのか、かつ早くできるのか、そのことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○西村委員 今の話に続いて、そういう建物が防災のために必要だと考えたときに、県の役割、市の役割、町村の役割、それぞれ違うんでしょうけれども、極端な話、宮崎市と連携して何か建物をつくる、そういう考えというのはできないものなんですか。

○柳田総務課長 今の1号館につきましては、御存じのように、危機管理局というところで、

危機管理局のほうは当然、県全体の災害対策本部ということで、県の各課もありますけれども、市町村、消防、警察、そういった方々と連絡もとるといような役割がございます。また防災行政無線を持っておりまして、これで県内全体の情報を収集して、そして情報を伝達していくという役割がございますので、現在のところは県でそういう役割を持っているということで、市はその中の一つというふうに考えております。今まで検討してきたのは、県の役割として県民の生命や財産をどう守っていくかという観点でやってきておりましたので、宮崎市との何かそういう連携の部分があるということであれば、また考えていきたいというふうに考えます。

○西村委員 おっしゃることもよくわかるんですが、非常に単純にといいますか、宮崎市は既に宮崎県の人口の3分の1以上を有している大きな市になっていることもあって、防災拠点は近くにあったほうがいいのかなど。あえて言えば、例えば同じ建物の上と下にあってもいいのかなとか、県がPFIか何かで建物を建てたら、逆に市に入ってもらおうとか、そういうのも一つあって、少しでも二重行政のマイナスがなくなればいいかなと思ったものですから、ただの意見です。

○鳥飼委員 報告書の5ページでいきますと、栃木県、山梨県、長崎県に調査に行かれたということですね。栃木県でいくと約500億円で行政棟を含めてすべて建てかえたということだろうと思うんです。山梨県の場合は、防災新館として、ここに挙げられているところが入るということで約200億円、長崎県は400億円近くあるんです。これでいくと、今の行政棟、どうなっているかわかりませんが、それもすべてこの中に入る計画だろうと思うんです。そういう

理解でよろしいんですか。

○柳田総務課長 栃木県と長崎県は、ここにありますが、すべての行政の関係部署が入るというやり方でございます。ですから、その中に災害対策の拠点も入っていくと。山梨県の場合は、災害対策本部をやはり整備する必要があるということで1.5倍の耐震性能、それにあわせて、警察本部自体がもともと耐震性のない庁舎に入っておりましたので、警察本部といたしましても、当然みずからの対策本部をつくって対応しなきゃならないということがあります。教育委員会のほうも、もともとそういう耐震性能のない庁舎に入っていたということで、それをあわせて今回、防災新館という形で整備することになったということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。宮崎県の場合は8号館ぐらいまであるんですが、迷路みたいになっていまして、横の連絡というのがそういう状況ではかなり困難な事態になるだろうというふうに思っているんです。基本的な考え方としては、防災新館みたいなものを自治学院のあった跡、企業局の南側か、前の外来駐車場ということで考えておられるようですが、防災新館みたいな発想で考えておられるんですね。そうすると、宮崎県の場合、特に分散化していて効率性が悪いんですけれども、それは余り解消されないということになるんですか。

○柳田総務課長 現状としましては、新館と、あと1号館から10号館というのが現状でございます。ただし、比較的近くにあるということで、一番離れるのが別棟にある企業局庁舎とか県警の庁舎ということになるんですけれども、災害対策におきましては、すべての部門が一体となつて取り組む必要があるということでございますので、分散化というそういう部分についてはな

かなか解消できないところはありますが、その中で特に必要となる、かなめとなる部門についてはきちんと集約して耐震性のある庁舎の中に入れておくということを考えているところでございます。

○鳥飼委員 要望にしておきますが、宮崎県庁の場合はこんなばらばらですから、効率性の問題も含めて、こうですよということではなくて今後検討されるということですから、含めて議論していただきたいというふうに思います。

もう一つ質問としては、報告書の7ページで県警本部庁舎が、三角、三角、バツというふうになっているんですけども、バツは部署間の連携ということで、遠いからですね。耐震性能も三角となっているということは1.5ないということですか。

○柳田総務課長 県警本部の庁舎についてお聞きしましたところ、一般の官庁舎の1.0の分はありますけれども、1.5まではないと。その間ぐらいだというふうに話を聞いておりますので、もし移転するとしても、そこまでの耐震性能は持っていないということで三角という形にさせてもらっています。

○鳥飼委員 今、想定をしておられる、調査をしてきて考える建て方とすると、予算といえますか、金目はどのぐらいかかるだろうと。この例でいくと200億ぐらいかなと思うんですけども、その辺は何か議論しておられますか。

○柳田総務課長 実際まだ全然試算はしていないところでございます。参考に、先ほど申し上げました山梨県の防災新館が9階建てで2,800平方メートルぐらいということで、これはPFIでやっておりますが、建設費については116億円というような設定でされております。ですから、このあたりの数字が参考になるのではないかと

思っています。ただし、地盤とか耐震性をどこまで持たせるかというような工法とか、その選び方によってはまた数字が変わってきますので、大枠でいいますと、こういった金額が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

○鳥飼委員 わかりました。いずれにしても、お金もかかることですし、先ほど申し上げた効率性の部分もありますし、宮原委員が言われた既にかかなり経過している庁舎の問題もあるし、総合的な十分な検討をお願いしたいと思っております。

○山下委員長 総務、財務の担当次長、一言ずつでも、決意のほどを。

○堀野総務部次長 今回の大震災を受けて本県の体制ということ考えた場合に、やはり先ほど部長が申し上げたように、非常に脆弱というか、懸念される状況があります。そういった意味で今回、検討委員会を設置して調査も行って、どういう方法がベストなのかということをしていろいろ検討いたしました。その結果として、やはり新しい建物を、1.5倍の耐震性能を持つ建物を、防災拠点をつくる必要があるだろうと。ただし、中身については、必要な部分もあるんでしょうけれども、建設費用を極力抑制するという観点も必要ですので、今後、有識者を含めた検討委員会を設置して、議会の皆さんの御意見もお聞きしながら決めていきたいというふうに考えております。以上です。

○岡田総務部次長 今回いろいろ検討してまいりました。結論的には、今、次長が申し上げましたように、民間の有識者を含む検討委員会を新たに設置いたしまして、調査検討していく必要があるという結論に達したわけでございます。私の担当している財務関係で、先ほど財政課長が申しましたとおり、PFI方式、あるいは起

債でも有利な起債があるのではないかと、あるいは補助金を活用するものがあるのではないかと。先ほどの財政調整積立金が66億、あるいは——70数億あるのかちょっとわかりませんが——県有施設維持整備基金をうまく活用できるかどうか。これらを活用するにしても、有利なものを利用していかなくてはいけませんので、さまざまな情報を収集して、より安い形で、負担のない形で整備できればと、今のところそのように感じております。以上でございます。

○右松副委員長 検討委員会の案で新設ということになれば、県庁外来第1駐車場になってくるのかなというふうに私も思っているんですが、先ほど話がありましたように、部局あるいは議会の利便性を考えたときに、延べ床面積からいくと、現状でスペースが不足している災害対策関係の諸室からすれば当然十分——これに加えて執務室とか県民政策部、総務部が想定されるというのはあるんですが、恐らくさらに入るとスペースがあるのかなと。県警なり入ってくるのかわかりませんが、そのことを考えて、これは検討委員会で全然そういう話にならなかったと思うんですが、例えば本庁舎を囲むような形であそこの上に上げたりとか、それは私の単純な発想なんですけれども、その点が1点と、それから、もし仮に新設した場合に、1号館とかのその後の活用方法、その辺まで検討委員会で話されているのかなと、そこを教えてください。

○柳田総務課長 本庁舎の上を囲むようにということですが、つながってという意味なんですか。

○右松副委員長 箱形です。土台だけ上げて、土台といいますか、防災で周りを柱で囲んでその上に建てるというような、本庁は残したまま、

その上に囲むような形でつくるというか、そういう工法は話にならなかったのでしょうか。

○柳田総務課長 申しわけありません。まだ具体的なところを私たち検討しておりませんで、一番議論したのは、防災拠点の機能ということで何が必要かということでやっております、今おっしゃったような工法もあるということであれば、検討させていただきたいと思います。

整備された後からの1号館の活用ということですが、ここにつきましては、建築基準法に基づく耐震性能、一般の執務については使用できますので、その後については、会議室とか今、不足しておりますので、それとか、狭くなっている課室もございますので、そういったところで活用させていただこうというふうに考えております。

○鳥飼委員 24年度当初予算の要求状況ということでこういう表があるんですけども、財政課長に嫌みな聞き方で、嫌らしい質問になるかもしれませんが、こういう要求状況をつくった意味、これから何を説明したいのか、何を言いたいのかということで、意地の悪い質問ですが、御説明をお願いします。

○日隈財政課長 悪い意味での他意はございません。委員会でも御説明しました事務事業見直しを夏、作業させていただきましたという御報告をしました。その際、大体、予算規模で90億近く、一般財源で32億ぐらいまづ捻出したということを御説明したことがあろうかと思えます。それに基づいて、各部局に新規事業あるいは改善事業は大体これぐらいでいきましょうということで予算編成方針というのを出示して、今、予算編成をやっているという過程が現状であるんですけども、現在で大体これぐらいの規模の予算要求が出そろっておりますと。このこと

について国のほうでも概算要求基準を示して、各省庁出そろったところでこれくらいということで示しておりますので、同様に本県でもまずこの段階で、細かいことはまだ詰まっていない、査定作業とかまだ入っておりませんので、大体これくらい出そろいましたということをお示ししております。これから査定も若干入っていくわけなんですけれども、これにまた肉付けしていくということになりますので、おおむね見ていただくと——私が言うといかんのかもしれんですが、これより下にいくことはないというのは大体わかっていたのかなという感じもしますけれども——これから積み上げていく作業があるんだなということは御理解いただけるのかなということで申し上げたところであることが1点。また、先ほど申し上げました昨年度は89%ぐらいの状況だったというのが、今で95.7%ぐらいまで——実は義務的な事業というのがふえてきているということを御理解いただけないかなということを含めて、現状はこういう状況ですということでお示ししました。

なお、実際、中身については担当主幹レベルで今、作業しておりますけれども、私も直接ヒアリングを今週末から来週いっぱいずっとやっていくわけですが、これからそれぞれの事業については精査してまいりますので、一つ一つの事業というのはちょっと難しいんですけども、作業に当たってまいりたいというふうなスケジュールで考えているところです。

○鳥飼委員 私は5～6年前から、予算編成の透明化をお願いしますということを申し上げてきました。なぜそういうことをお願いしてきたか、要請してきたかといいますと、どうやって県庁の予算、行政の予算が決まっていくのか、自分の生活にどういう関係があるのかというこ

とを県民に関心を持って見てもらうということが、県庁の仕事というもの、県政を理解してもらうということにつながるのではないかということで、そういう要請をしてきたわけですけれども、そのこととは全然別だという立場ですか。

○日隈財政課長 今お話しいただきましたとおり、これは前から鳥飼委員からお聞きしております。別だと言われれば別のということで御理解いただきたいと思います。最終的には、主な事業の内容とその予算編成過程、要求と査定の結果については、事業ごとに事業概要を含めてまた2月に公表させていただきたいというふうに考えております。事業自体が正直申し上げてまだ固まっていないようなものもあります。あるいは国からこれから示されてくるので、組み立て直しというようなものも出てまいります。そういったものも含めて整理した上で、またお示ししていきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 これまでの歴代の課長なり部長の答弁の中では、透明化を極力図っていききたいということで答弁をもらっているというか、答えてもらっているんです。ですから、決まってしまうものは、それぞれ今までもずっとやってきたわけですから、どうやって決まっていくのかという編成過程に大きな意味があると思っています。そういう努力をしていただきたいなど。去年よりか一歩ずつ前進をしていただかないと、それは答えと全然違うじゃないかということになりますので、ここでもう言いませんけれども、ぜひそれをしっかり受けとめて、実現していただきますようお願いしたいと思います。

○右松副委員長 21ページの性質別要求状況で伺いたいんですけれども、23年度6月補正後予算額と24年度当初予算要求額で比べたときに、

義務的経費がプラス7,400万で、投資的経費が大幅に減っています。これから予算を組まれると思うんですが、投資的経費がマイナス178億6,000万、そしてその他一般行政経費がマイナス69億2,100万円というふうな数字になっています。みやざき行財政改革プランで26年度までの4年間で見直し目標額というのをつくられておりますけれども、999億という形になっています。この中で、義務的経費が見直し目標額が92億で年間ベースでいくと23億、投資的経費が見直し目標額が210億で年ベースで53億、一般行政経費が268億で年ベースで67億、特別会計と執行段階の経費等の節約でトータルで999億となっているんですが、これから比べていきますと、義務的経費というのは削減が大変厳しい項目だと思っていますので、これはいたし方ないというふうに感じております。投資的経費の部分ですが、地域経済に大変大きな影響が出てくると思うんですけれども、これが26年度までに210億という数字が出ています。当初予算としてはマイナス178億ですから大幅に減っているということが1点。それから、私は一般行政経費の部分に力を入れざるを得ないのかなと思っています中で、これは67億でいくと69億ですから、ほぼ予測どおりに進んでいると思うんですが、当初のみやざき行財政改革プランの見直し目標額に比べて24年度の当初予算との比較といいますか、進捗に関して見解を伺えるとありがたいです。

○日隈財政課長 性質別要求状況の資料で御説明申し上げますと、副委員長御指摘のとおり、投資的経費がかなり大幅な減という形で示されております。枝葉を先に申し上げますと、直轄と書いてある直轄事業負担金のことですが、これだけは特殊事情がありまして、今年度予算は市町村の繰り上げ償還が、県を通して返るお金と

というのがかなり大きい金額がございましたので、この分が大きく出ているところであります。50億ぐらいありましたので、その分が来年度はないということで、ちょっと大きい数字になっているというのが一つ原因にあります。

補助事業あるいは単独事業についてですけれども、補助事業については、先ほど申し上げましたように、国の公共事業予算が決まっております。現時点では10%カットということで示されているところで、その10%の1.5倍を重点化枠のほうに要望ということで今なっているところです。去年で申し上げると、同じような民主党の予算編成では、現時点で同じ状況で申し上げますと、10%カットで後で特別枠というか、別枠で5%来て95%というような措置がありました。今年度の編成、来年度予算がどうなるのかと見きわめた上で、仮にそれが去年と同じような95%ということであれば、その5%の取り扱いを乗せるとか乗せないとかいうことを検討していくということで、補助については若干そういった上乘せを今後、措置、検討しなくちゃいけないのかなというところ、それは国の予算を見てということになります。

加えて、単独事業については、23年度について特別枠を乗せておりましたので、来年度どうするかということ、それと若干この投資的経費には、例えば工業団地とか、そういったものもちょっと入っておりますので、そういったものを含めてのトータルになっているので、そういった予算がどうなるのかというところ、公共以外の分も含めてというような形になってまいりますので、追加的なものがあるのかどうなのかということを見きわめていく必要があるのかなというふうに考えております。現時点ではベースのところの金額が24年度のほうに入っているの

で、前年と比べるとかなり低い状況に見えるのかなというふうに思います。ただ、これがプラスまでというのは財政的に非常に厳しいのかなというふうに考えています。

○右松副委員長 投資的経費はよくわかりました。それから、一般行政経費に関しても一応目標はクリアしているのかなと思っています。義務的経費が見直し目標額からいくと23億マイナスという計算になるんですが、ここを削減していくというのは非常に難しいという中で、今回100%という、プラス7,400万という数字が出ておりますので、この辺も含めてお話しいただくとありがたいです。

○日隈財政課長 大きくはマイナスの部分で申し上げますと、恐らくパーセンテージじゃなくて金額で見ていただくと人件費が落ちてきているであろうと思います。今回も議会で冒頭、給与関係の条例が2本改正になって、若干また下がりました。私も下がったんですけども、そういった影響も、見積もりとして、もう少し切り込む余地があるのかなと。下がった分だけは落とさんといかんのかなというようなところはありますので、これよりもうちょっと下がるのかなという感じはしておるところです。大きくは、義務的経費については人件費が若干下がってきているということと、公債費のほう若干上がっていくというようなところで、できるだけそのところでというふうに考えていますが、今の人勤制度でいけば人件費をこれ以上の削減というのは、人の数も行革でありましたけれども、今までみたいには大きくは削れない、そういった中で公債費が若干伸びていくというところをどう考えていくのかという課題かと思いません。

○右松副委員長 最後に、先ほどちょっと言い

かけました19ページの部局別要求状況ですが、やはり宮崎の産業構造を考えていけば、環境森林と農政水産というのは非常に大事な部門だと思っています。昨年、口蹄疫がありましたから、補正の影響もいろいろあるかと思うんですが、対前年度比88.6%と84.4%の簡単な説明をいただければありがたいです。

○日隈財政課長 まず、環境森林部で申し上げますと、実は林業整備加速化基金というのが経済対策でありました。23年度で終わりということでは言われていたわけなんですけれども、今回の3次補正で入っておりますので、その内示が12月いっぱいであるというふうに聞いておりますので、その分が今後の予算編成の中で積み立てができるようであれば、その分を来年度予算で使うということで、もう少し環境森林部については今よりもプラスになっていくのかなという感じがしています。大まかなものだけ申し上げますと、そういったものがあるということです。

農政水産部につきましては、先ほど申し上げた全然住民サービスと関係ない市町村の繰上金等で50億がぼんと減った部分がありますので、そういった影響が一番大きいのではないかとこのように考えております。

○山下委員長 その他事項の質疑はよろしいですか。

なければ終わります。その他で何かあったら出してください。

○外山委員 部長にお尋ねしたいんですが、いよいよ来年度の予算編成。それから県庁の組織の変更もしくは名称の変更等の検討は今されておられますか。

○稲用総務部長 組織関係につきましても、今、どういうふうな形にしていくのかということ

検討しておるところでございます。

○外山委員 河野知事が知事になられていよいよ1年、ようやく試運転が終わって、自分なりのカラーを出していられるところだろうと思うんです。知事からの何か指示はありますか。

○稲用総務部長 まだ具体的にはお伺いしていません。これからまたお伺いすることになると思います。折に触れているんなお考えというのは聞いていますけれども、まとまった形ではこれからになります。

○外山委員 組織のことは別にしまして、名称ですけれども、県民政策部は、議会でも議員が「県民生活部長」と手を挙げる場面もあったし、午前中の委員会で県民政策部長に、県民生活部というようとり方は県内でしておられるものがあるのかということを知ったところ、部長は、たびたび、特に各市町村からのいろんな話の中で県民生活部というふうに言われて非常に困っているということを言われました。私も、今の名称をいい悪いということはこっちに置いておきまして、ただ、県民政策部というのは、県の総合政策を仕切っていく頭脳ですね。ですから、県民から見たときに、県民政策部というのは余りにもちまちまし過ぎて、名称としてどうかなという気がしますので、今、初めて言いましたから、答えは要りませんが、どうかしっかりお考えいただいて、来年に向けて、名称の件、御検討をお願いしておきます。

○稲用総務部長 課もそうだと思いますが、部の名称、当然そこにぶら下がっていますその下の課であるとか、そういうことの全体的な部分をどうあらわしていくのか。もともとは各部が持っています県民サービスといいたし、行政のあり方をどうあらわすか、総務部というのは何か一番ぼわっとした名前であるんですけ

れども、そういうものもあるので、全体的に、環境森林部とか全部含めてですけれども、十分考えたいと思います。そこに所管しております課でありますとか、そういったところのことまでも含めながら考えていかないといけないと思いますので、ここで答えは全くありませんけれども、今、外山委員のほうからいただきましたので、どういう結論になるかわかりませんが、いろいろと考えてみたいと思います。

○山下委員長 ほかにないですね。

それでは、総務部の審査を終了いたします。
執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時9分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす行いたいと思います。開会時刻は13時30分といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後3時10分散会

平成23年12月8日（木曜日）

午後1時29分再開

出席委員（8人）

委員	長	山下	博三
副委員	長	右松	隆央
委員		外山	三博
委員		星原	透
委員		宮原	義久
委員		西村	賢
委員		鳥飼	謙二
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課	主幹	馬場	輝夫
議事課	主査	花畑	修一

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第5号から第7号、第16号、第17号、第32号、第36号及び第40号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第7号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 請願第7号については採決との意見がございますので、お諮りをいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、請願第7号の賛否をお諮りいたします。

請願第7号について採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手少数。よって、請願第7号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等ありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時49分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

「県民政策及び行財政対策に関する調査」については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時49分閉会